

「禅宗」における

仏骨奉迎の記事について（上）

川口 高風

明治仏教界において空前絶後の盛況で、大ニュースでもあった仏骨奉迎は、明治三十三年五月に暹羅国へ奉迎使及び随行員を派遣して奉迎されたものである。その報告書が政治家やジャーナリスト、海外事業家などによって刊行されているが、仏教界側では莫大な費用がかかり、奉迎の中心的人物が中傷誹謗されたり、負債償却の責任をとったり、宗門の公用金を流用したことからの罷免されて投獄されたり悲惨な結末であった。そのため後世では特にとりあげられることなく、奉迎の副使や随行員らの報告書を見ると、失敗であったとか事件であったとか、贅沢三昧の奉迎であったとか良いことは述べられていない。

そこで、当時の各宗の事情や意見などをながめ、各宗のといった対応を明らかにするため、各宗の機関誌から関連記事を取り出して考察してみたい。本稿では臨済宗各派と黄檗宗の機関誌である

「禅宗」からみてみよう。

「禅宗」は、明治二十七年十一月二十五日に京都府宇治郡宇治村大字五ヶ荘第六十一番戸の禅定窟より第一号が発行された。編輯人は黄檗宗の進藤端堂が主筆として担当しており、その後、上村観光（上村閑堂）に代わった。

第一号によれば、発刊の辞を始め祝詞や論説、講演、詞林、寄書などを所収している。以後、大内青巒や井上円了ら各宗の碩徳や諸師の高論、卓説を寄せて本誌に光彩を添え、禅学悟道の唯一の機関誌にすることを約束している。

第二号の告白によれば荻野独園、釈宗演も執筆を承諾しているといい、本誌が禅学の好指針となり、世人に歓迎されるものであると述べている。また、雑録によれば、「禅宗」第一号に対する各新聞や雑誌の批評を掲載しており、各宗の碩徳の協賛もあつたことをいう。なお、第五号からは京都市下京区建仁寺町通四條下ル四丁目二十六番戸の建仁寺内に禅定窟を移し、その後は京都市上京区木屋町二條西の貝葉書院から発行した。

「禅宗」には明治三十三年四月十五日発行の第六十一号に「仏骨の奉迎に就て」が出て以来、翌三十四年三月十五日には「覚王殿の建築に就て」、同三十五年には覚王殿建設地の問題で名古屋に確定したこと、翌三十六年には覚王殿の敷地や負債問題について、大菩提会の革新計画、日暹寺の創立について、翌三十七年には妙心寺派本山の不始末事件について、翌三十八年には仏教各宗派の無責任さを述べており、妙心寺事件の判決やその後の様子も

述べている。同四十一年には日蓮寺住職の決定や大正二、三年には仏骨奉安塔の建設などが報告されている。

凡例

- 一、本稿は（上）として、明治三十三年四月十五日発行の第六十号より同三十五年十月十五日発行の第九十一号までの「禅宗」に掲載されている仏骨奉迎関係の記事を採録した。
- 一、翻刻にあたり仮名使いは原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。なお、明らかな誤植は訂正した。

○仏骨の奉迎に就て〔明治33年4月15日 第六十一号〕

◎目下暹羅國盤谷府勅願所に留錫せる真宗僧侶近藤龍眠師は同國駐劄の日本公使稻垣滿次郎氏の尽力に依て、同勅願所に安置せる釈迦牟尼仏の舍利を分ちて日本に奉迎せむとし、目下頻りに檄を本邦の有志に伝へてその準備中なるが、今その事の因由を聞くに、西曆千八百九十七年英人ピツプなる者カピラバスト付近の地にて古を穿つこと二十尺余にして、一大石窟を發掘し、そが中より舍利及び寶石等を出せり。其内水晶に文字を彫刻す。其の文字は仏滅後其遺骸に仏の遺骨を分与せらる云々と明記せるなり。是に於てピツプ氏之を秘宝とすることを惜み、悉く英國政府へ上申して之を四分し、一部は發掘者に分与し、而して仏骨に属する部分は當時仏教國たるの故を以て暹羅國へ送呈し、暹羅皇帝は乃ち昨年五月遠く勅使を印度に派して奉迎し、丁寧に供養を行ひ、後又緬甸、錫蘭の仏徒にも分与したり。然るに暹羅政府は今回又日本の仏教大乘國たるを喜び、同國に留錫せる日本僧侶に分与したるを以て、其歡喜喩へむ方なく、遂に日本各派の仏教徒を誘ひ、偉大なる儀式を具へて之を日本に奉迎し、又之を機として南北仏教各派の合同團結を為すの手段となさんとすといふ。

◎右につき盤谷駐劄全權公使稻垣滿次郎氏は、各宗管長に向け左の書面を贈りたりといふ。

（前文略す） 小生熟ら世界宗教界の大勢を察するに、仏、回、

基所謂世界三大宗教の中に就て、仏教は前後兩印度より支那日

本に亘りて尚數億萬の信徒を擁す。若し夫れ一朝好機の乘ずべきあり此等南北兩仏教の一致を計り數億萬の信徒凝つて一塊石の如くなれば、其勢や真に計るべからざるものあり。仏教是に至て世界に雄飛するを得べく、仏教如斯にして二十世紀文化の上にて大光明を發輝すべし。仏教徒の天職亦實に之に存する事と信候、誠に之を小にして日本仏教徒を打つて一丸となし、大にしては世界仏教の一致を計り、茲に仏教の一新時期を劃し、暗中の大飛躍を試むる事今日仏教界の急務にして、諸氏等先進の責任亦是に在りと信候。

而して小生は今諸氏と共に仏教一新の好時機到來したるを祝せんと欲するものに御座候。夫は諸氏も御承知の如く昨春英領印度政府は、同國ピラハラに於てペツペ氏の發見したる釈尊の遺骨及遺灰其他の遺物（發見の記事別項御參照相成度候）をば、仏教國唯一の獨立國たる當國王陛下に贈呈し當國王陛下亦空前の盛事を以て之を迎ひ給ひしが、陛下には右聖物を各仏教國に頒ち世界仏教徒の一致を計らんとするの御聖旨あり。而して今一月には錫倫島及緬甸の兩地より委員を派遣し、盛大なる儀式を以て各々聖物の頒を得申候。然るに這回當國王陛下亦た聖物の一部を我國仏教界に贈るの聖旨あり。小生の指して以て仏界一新の好機となすは即ち此事に御座候。

抑も聖遺聖物なるもの、如何に教徒の熱信を昂かめ渴仰を加ふるかは、今更呶々を要せざる処に候。彼の露國莫斯科府の「カセドラル、オブ、アツサンプシヨン」に於ける黄金龕中基督磔

刑の古針が、常に巡拝の善男善女をして随喜の涙を墮さしむるが如き、或は「クリミヤ」の大戦亦其遠因を聖地「ゼルサレム」の事に発し、或は独帝「ゼルサレム」に巡拝し給ひしが如き、所謂聖地聖物なるもの、如何に欧米基督敎国の民に渴仰せられつゝあるを推知するに難からず候。

今回の事実に仏敎界空前の盛事たり。諸氏宜しく此好機に乗じて南北仏敎の一致を計り、以て世界仏敎徒の惰眠に鞭ち仏界一振の盛挙に出でられん事熱望に不堪候。

當国王陛下が我仏敎界に対し、聖物御贈与の聖旨に出でられたること既に當国外務大臣より通知有之。且つ我邦より派遣委員に対して御謁見等の御厚待をも賜はるべき旨は亦外務大臣の通知に接し申候。但し陛下の聖旨特に之を或る一宗派に贈るにあらずして、我邦仏敎徒全体に賜ふものに御座候。

右の次第に候へ共、我邦仏敎各派の中より可成高德博学にして英語を能くする仁数名を委員に御撰び相成、至急御派遣相成度候。

敬具

明治三十三年二月十二日

在暹羅國盤谷府日本帝國公使館 稲垣 満次郎

○**仏骨迎齋の協議**〔明治33年4月15日 第六十一号〕

稲垣暹羅公使より照会ありし仏骨分送の事に就き、大谷派本願寺よりは南條博士之を迎へん為近日西航せん筈なるが、他の各派に於ても右に關し此際協議すべき必要ありとて其事を先頃の宗敎法

案に対する各宗運動委員に一任すること、せしが、同委員は本月八日妙心寺に会合して協定する所あらん筈なり。尚此序に第十五議會に対する宗敎法案の運動方法をも協議するよし。

○**仏骨に就て**〔明治33年5月15日 第六十二号〕

仏骨奉迎のことは、現下敎界の一問題なるが、文学博士高楠順次郎氏は、**仏骨崇拜の起原**、**仏骨塔の変革**、現下の問題たる**仏骨の由来**を説いて曰く、

・仏骨崇拜の起原 仏敎の開祖たる釈迦牟尼の入滅に關しては、從來東洋の仏敎者間に於ては種々年代上の異説あれども、輒近欧米に於ける言語學者及比較宗敎學者等の史的考証によれば、**耶蘇紀元前第五世紀**を以て最も其正確なる年代を認定せり。偕て**釈尊**が印度俱尸那伽羅なる沙羅双樹の林間に於て入滅するや、當時の仏敎徒は孰れも敎祖追慕の哀情に沈みし中にも、摩揭陀國の阿闍世王、毘沙離國リツチビ種族の律昌王、迦毘羅城の釈迦王、阿羅割波のブリヤ王、羅摩邑の拘利耶王、吠率奴邑の波羅門、波々邑の摩羅王、俱尸那伽羅の摩羅王等の八人は各信敎上の由緒を具して**釈尊遺骨の分配**を請求に及びしが、其分配の方法に付き議論定まらざりしかば、遂に婆羅門の徒盧邦なるものに命じて、遺骨を右の八人に對し平等に分配せしめたり。而して彼等八人は其遺骨を恭しく受取りて各其地方に持ち帰り、壯麗なる塔を建て、之を納め、月を定めて盛大なる祝礼供養を営みたり。然るに徒盧那は遺骨分配の役目に當りしとは

第二項 奉迎使は、互選を以て正使一人を置く事を得。

第三項 各宗派暹羅国王陛下、同外務大臣、稲垣公使に宛て各宗管長の連名したる書面を寄送し、兼て奉迎使に関する信任状を呈すべき事。

第四項 各宗派は暹羅国王室及び其他に物品を送呈する事。但し物品の価格は合せて金一千元として、物品の選択は奉迎使の協定に一任すべし。

第五項 各宗派其宗派毎に奉迎員一名を選挙し奉迎に関する事件を取扱はしむべき事。但し其委員の姓名住所は、本日より五日以内に通知せらるべし。

第六項 積尊御遺形奉安所及び其事務所を設置する事。但し事務所は、京都市下京区妙法院前町妙法院とす。

第七項 奉迎事務に関する費用は委員に於て之を議定すべき事。前項の費用は一時借入金を用いて之を支弁し、償却方法は別途に之を定むべし。

第八項 奉迎使派遣の費用予算を定むること左の如し。
一金一万元 奉迎使派遣費

内金千円、奉呈物品購入費〇金七千円、奉迎使往復費〇金二千円、奉迎使予備費

第九項 御遺形仏事式典は大略左の如し。其法要の施行方法は奉迎委員に於て之を協定すべき事。

上陸会、長崎に於て之を行ふ。〇奉迎会、京都に於て之を行ふ。〇仮安置会、同上〇拝迎会、沿道各所に於て之を行

ふ。〇拝瞻会、仮安置の後期日を定め之を行ふ。

第十項 奉迎委員は御遺形奉安に付、左記各項の事業計画を為し宗派會議に提出し決定すべき事。

一、塗廟建設の件〇一、同上建設地協定の件〇一、右費用に関する件。

第十一項 奉迎使に推薦したる各宗派に対しては、當会より代表者を以て之れが請願を為すべき事。

また特別協議案として左の件を議決せり。

一 積尊御遺形を奉迎し及び之を奉安し、日本仏教者に於て永遠護持し奉らんが為め、帝國仏教会を設立し同会組織方法等は之を各宗派管長会に提出し議決を求むべし。

〇 仏骨奉迎使を出すことに就て前項の如く決したるが、各宗派の奉迎使は大谷派新門主大谷光演師を始め、臨濟宗前田誠節師、本願寺派藤島了穂師、曹洞宗日置黙仙師の諸師にして、真言宗よりも奉迎使を出すこと、なるべしといふ。

〇 妙満寺一派は仏骨奉迎に就て各宗派と協同一致の方針を採らざることなるが、こは敢て四個格言の頑夢に依りて然るにはあらず。法華經に「妙法蓮華經一部を安置して乃至舍利を安んずることとを須めず」とあるに由るものなりと同派の人は言ひ居れりと。

〇 仏骨奉迎使の出発〔明治33年6月15日 第六十三号〕

仏骨奉迎の事に就ては既にしばしば記載したるが、奉迎使一行は愈々去月二十二日京都出發、神戸常盤に一泊し、翌廿三日正午同

港出帆の博多丸にて暹羅に向へり。右につき神戸まで見送りし僧侶は九百名に及び、七条駅にて見送りし人々は九邇宮殿下、村雲尼公御使をはじめ九条公、近衛公の使、高崎知事、本派本願寺連枝大谷尊重師、大谷派本願寺総務大谷勝縁師、妙法院門跡村田寂順師、其他各宗管長及び管長代理者以下執事、役員、門末僧侶、信徒、各宗学校職員、生徒等無慮一万人余に達せりといふ。因に奉迎使が今回暹羅皇帝陛下をはじめ其他への土産物として持参せる品物は左の如し。

一、金地其山入花生 一对 (白斜子袋入茶色組にて結び桐筐に納め之を復柩櫃の函に入る)

一、平目蒔絵巻煙草函 (白縮緬帛紗に包み黒柿の函に納め之を復柩櫃の函に入る)

一、真美大観 (日本仏教真美協会発行)、(紙本絹表紙、上等桐文庫に納め之を又柩櫃の函に入る)

また同国大臣僧正等への贈品は左の如し。

一、七宝藤模様花生 一对

一、同古代摸様花生 一对

一、古銅象嵌花生 一对

一、古金欄廿五条袈裟 一肩 (右袈裟包は縮緬紅白昼夜仕立、

函は島桐外箱付)

一、真美大観 (日本仏教真美協会発行、紙本の分) 五部第一、

第二、共十冊

又大谷派新法主光演師は、暹羅皇帝陛下へ献上のため左の品々を

7 「禪宗」における仏骨奉迎の記事について (上)

携帯せし由。

一、刺繍四曲屏風 一对 (宇治平等院春景図代価二千七百円)

一、綴織壁掛 一枚 (蓮図代価六百四拾円)

一、刺繍の扁額 一面 (林中群鷺図代価六百六拾円)

一、刺繍結扁額 一面 (山桜の図代価参百貳拾円)

一、婦人用織物洋服地 一卷 (代価百五拾円)

○日本大菩提会 (明治33年6月15日 第六十三号)

本月八日より妙心寺龍泉菴に於て各宗派管長会議を開き、第一号議案として日本大菩提会々則を議し、可決確定したるもの左の如し。

日本大菩提会々則

第一条 本会は日本大菩提会と称し、本部を京都市に置き支部を各地方に設く。

第二条 本会は釈尊の遺形を奉安し、其聖徳を顕揚し国民の道義を涵養するを目的とす。

第三条 本会の目的を達せんが為め順次左の事業を起す。

起業方法は別に之を定む。

第一期 覚王殿建築

第二期 教育及慈善

第四条 本会の会員を分て左の四種とす。会員待遇方法は別に之を定む。

一名誉会員 (本会職員会の推撰による者
又は金百円已上を喜捨したる者)

一 特別会員 (本会職員会の推撰による者
又は金拾円已上を喜捨したる者)

一 正会員 金壹円已上を喜捨したる者

一 随喜会員 応分の金品を喜捨したる者

第五条 会員の徽章及証票は本部より之を交付す。

第六条 本会は各宗派管長を推戴して名誉会監とす。

第七条 本会は会務処理の爲め左の職員を置く。職員の仕事規
則は別に之を定む。

理事長 一 人

理事 十 人

第八条 理事は本会々議に於て委員中より之を互撰し、理事長
は理事の互撰を以て之を定む。

第九条 本会に監事三名を置く。其撰出法は前条に準ず。

第十条 本会々議は各宗派撰出の委員を以て之を組織す。

第十一条 会議は定期臨時の二種に分ち、定期会は毎年一回之
を開き、臨時会は緊急必要がある場合に之を開く。

第十二条 現金の出納は特約銀行をして之を取扱はしむ。

第十三条 経費の予算は本会々議に於て議定し、決算は毎年定
期会に報告す。

第十四条 支部に関する規則は別に之を定む。

また第二号議案として日本大菩提会施行細則、第三号議案として
同会起業順序を議し、いづれも左の如く可決せり。

日本大菩提会施行細則

第一条 本会々員募集の爲め、勧誘委員若干人を各宗派より撰

出す。其員数は従来の慣例に依る。

第二条 勧誘委員には本会より囑托状を交付し、其姓名を各宗
派に報告す。

第三条 勧誘委員は本会本部より一定の方針を示し派出せし
む。

第四条 各宗派は勧誘委員に便宜を与ふる爲め門末一般に対し
訓示するものとす。

第五条 勧誘委員派出期限は一方面約一ケ年とし、一組二人以
上を以て各府県を分担せしむ。

第六条 勧誘委員は其担任地に於て領取したる金員百円に達す
る毎に金員の姓名簿及金額を明記し本会へ郵送すべし。

第七条 本会の発会式は明治三十四年四月之を行ふ。

起業順序

第一期事業

覚王殿建築工事

一 入会者凡百万人に達するを待ち覚王殿並に付属物の建築に
着手すること。

二 建築物は壮大堅牢にして永遠に保存し得べき範囲内に於て
之を計画すること。

三 該工事の落成期は凡七ケ年間とす。

第二期事業

教育及慈善

第一期事業終了を告たるときは、更に会員中より喜捨金を募

集し、凡見込み立たる時を待ち起業に着手するものとす。

然るに起業方法に対し、本派本願寺委員は単に覺王殿建築に止むべしと爲し、教育及慈善事業には反対し、激論數時遂に本派委員は木辺派及び三元派等の委員と与に袖を聯ねて退場したる由なるが、こは本派にては既に単独を以て慈善財団を計画し、且つ仏教大学及び仏教中等の制をも設けたるに因るといふ。

又大菩提会の役員は左の如く推薦したり。

理事長村田寂順、理事土屋觀山、後藤善定、河野良心、三原俊榮、有沢香庵、小林榮連、園光轍、青井俊法、田村豊亮

斯くて同会の創立式は去十一日を以て、大仏法院に於て挙行せられたり。参列者は仏骨奉迎事務総理妙法院門跡村田寂順、天台宗座主中山玄航、建仁寺派管長竹田黙雷、相国寺派管長中原東岳、南禅寺派管長豊田毒湛、興正寺派管長花園沢称、誠照寺派管長二條秀源の諸師を始め各宗管長代理者及び委員役僧、大菩提会理事等にして鳥尾小弥太氏も来会せり。鳥尾氏は仏骨奉迎につき日本大菩提会を起し、其創立式を挙行するに當り、招待を受けたれば聊か所感を述べんとて、左の趣旨を述べたり。

鳥尾子所感の大意

本会を日本大菩提会と名づけたるが、予の信ずる所によれば、各宗派一致するのみならず。大乘小乘南北仏教を通じ仏法を興隆する炯眼より起りし者ならん。夫が今回の一念なれば、大乘小乗ともに此一念の上において成就するものなり。斯の如く世上に現はれ成就を望むにおいては其一念において二念三念の相

続を必要とし、その間に種々煩惱を出すもあらんが、不退転にして、第一念によりて尽さざれば終に念願の不成就となるべし。本日の挙式を平易に見れば、是迄各宗の智識有志者等が仏のためには種々心配し居るも、仏法は日を追ひ衰へ来るにあり。今回仏骨を奉迎するに至り、仏の威徳光明を更に發揮するは疑を容れず。我国の仏教は我国の歴史に伴つて形造らるれば、明治維新陛下が都を東遷し賜ひしより、自然と天下の人心も変化したるより、此処をよく考へざる可らず。今回の仏骨奉迎を仏法の一大紀辰とし、各宗協力して京都へ仏骨を奉安すべき一大殿堂を建築し、一大道場を開き以て天下に普く仏法の利益の及ばんことを偏へに希望す。高きに声を発すれば低に及ぶの例あり。東京は皇居のある処日本の頭脳なれば、東京において仏功を輝して適當と思考す云々。

明暗双々〔明治33年7月15日 第六十四号〕

△ △ 生

◎**仏骨の奉迎**、是れ實に仏界の最大好事ならずや。仏教徒は宜しく此最大事実に対して歡天喜地せざるべからず。然るに或る一類の徒あり。之を難じて曰く、仏骨を迎ふる猶ほ馬骨を迎ふるが如し、骨を迎ふる何ぞ大法に於て益するあらんやと。

◎**吾輩亦常に思惟す**。釈迦何人ぞ、我れ何人ぞと。何ぞ況んや其死骨をや。之を頂戴し之を奉祀すること畢竟何の用ぞ。法は活人在りて死骨に存せず。然も吾輩は謹んで仏骨を奉迎せんとす。

何が故ぞ、南北仏教の聯絡疎通、日本各宗の協同一致は、たしかに此の一大事実によりて成功せらるべければ也。

◎日本大菩提会は、即ち此の事実によりて生み出されたる各宗合同の事業ならずや。回顧すれば従来各宗合同事業の唱道せられたること一再にあらず、而も未だ完全なる合同事業の計画せられたる功せられたるもの未だ半個も之れなき也。然るに大菩提会は、其計画頗る完全にして其規模亦小ならず、今日まで唱道せられたる各宗合同事業中、吾輩最も望を属し且つ其成功を祈る。

◎果然、仏骨を迎ふるは猶ほ馬骨を迎ふると等しからず。滅後三千年の死骨、漸く腐敗せる仏教国をして大に清涼ならしめ、萎微振はざるの大法をして再び興起せしめんとす。かの孔明の一屍骸尚ほ能く活ける仲達を走らす。何ぞ況んや釈尊の靈骨をや。何為れぞ敢て馬骨と同視すべけん。

◎屑々たる道理の巢窟に墮在し、理窟の外亦何事をも解せざるの徒、曷んぞ能く活方便を拈提し活事業を建立し得んや。彼等の多くを見よ。其平生言ふ所の理窟の一斑をだも能く遂行し得る者果して幾個かありや。

◎吾等は各宗が世の毀誉を意に介せず、進んで仏骨を奉迎するに躊躇せざりしを多とす。特に仏骨奉迎に伴ふに大菩提会組織を以てせるに至ては、吾輩双手を挙げて賛意を表せざるべからず。

◎日本大菩提会の事業は第一覚王殿の建築、第二教育及慈善の施設にあらずや。即ち先づ仏の遺形を安置し、而して且つ仏の大精神を挙揚せんとするもの、是れ仏の末流を汲む僧侶諸師の正當な

る行動にあらずや。

◎若し非難の眼を以て見れば、世人の云為何事か非難すべからざるものぞ。孔子の大聖を以てして尚ほ當時非難を免るゝ能はざりに非ずや。然れども是れ非難者の非なるのみ、仏者這回の行動を非難するもの、亦即ち非難者の非なるものにあらざる乎。

◎仏骨の奉迎、大菩提会の組織、是れ吾輩の賛して止まざる所、但た吾輩は當路諸師が熱誠真摯を以て茲に従事し、釈尊が大寂定中に眉を開いて満足し給はんことを期せざるべからず。

◎覚王殿の建築は容易に行はるべし。然れども大菩提会の主腦事業たる教育及慈善事業に至りては其完成決して易々たることにあらず、而も今日にして之を成さずんば、仏教は蓋し今後百年の存続を望むべからず。僧侶諸師が猛然として茲に従事せざるべからざる所以に此に在り。

◎印度は千古の大聖世尊が降誕し、宇宙無比の仏教が淵源したるの地、然も昊天何ぞ災を此地に下すの劇甚なる。今や印度は凶歉しきりに至り、飢餓にさげぶもの挙げて数ふべからずと。我仏教国民は慈悲の涙を揮つて急疾に彼等を災厄の中より救ふの策を講ぜざるべからず。

◎仏骨奉迎につきては固より随喜の涙に咽ぶべし、されど一面に於ては印度の飢民に同情の涙を吝むべからず。

◎明教誌客月末の紙上に『真美大観』の精評あり、名を署して田島志一といふ、乃ち田島志一のものせる精評なるに似たり。『真美大観』は余の編纂に係る、而も明教誌上一篇の精評は余の文に

あらず、固より余の名を署すべきものにあらず、故に訂正を求めぬ、同誌応ぜず、更らに署名の取消を申込みぬ、また同志之を裁せず、吾輩は記者が責任を重んぜざるの甚しきに驚ずんばあらず。

○本派本願寺と大菩提会

本派本願寺にては既記の如く、大菩提会の第二事業たる教育及慈善の起業に反対し、同会組織に同意せざることに決したれども、仏骨奉安の為め覚王殿を建設することには賛成し、乃ち同殿建設費中に金貳万円を寄付することに決定し、顧問利井明朗、注記名和溟海の二師を以て左の書面を同会に送りたる由。

今般各宗派管長会議に於て大菩提会を組織し、会員を募集し積尊の御遺形奉安の殿堂建設等の事業企図可相成段決議有之候処、本派に於ては殿堂建設の議は無論賛成に付、右費用の内へ本派より金貳万円寄付可致候、乍去大菩提会組織の儀者断然同意難致候条、此段申進候也

真宗本願寺派管長代理 近 松 尊 定

奉迎事務総理 村田叔順殿

而して末派に向つては、左の訓令を発したりといふ。

今般各宗派管長会議に於て、日本大菩提会を設立し、大聖世尊御遺形奉安の為め壮麗なる殿堂を建築し、併て教育慈善の大事業を起し、国民の道徳を培養せんとて全国各宗派に亘り広く会員を募り、莫大の勸財を為し、以て之が成功を期せんことを議決せり。然るに本派は不得已此れに賛同する能はざることとな

れり。

抑も自行を先きにして他に及ぶべきことは予て訓告する所にして、本派に在ては百年此の精神を離るゝを得ず。依は今回の事業に於ける、僧侶先づ之を荷はんとするにありて、前頭三種の中初めに殿堂建築の業を起し、帝国七万の寺院に於て之を成功し（全国七万の寺院一ヶ寺貳円を醸出すれば、総額拾四万円を得以て殿堂を建築するに足る）各宗派協同一致の実を挙げ、進では世顕道徳の顕揚に努め、退ては各自僧侶の釐正に尽し、以て社会道徳の標準たらんことを期せん。而して他の事に到ては其成功を見たる後ち起業を残するの順序なることを信ず、本派の方針此の如くなるも審議交渉の結果竟に納れられずして止むたり。

然と雖も御遺形奉安の為め殿堂を建築するは素より、同意する所なれば、前項の理由に依り、本山は一派を代表して建築費金貳万円を寄付し、而して大菩提会加入の義は断然謝絶せり。門末一同此の旨趣を領し、心得違無之様深く注意すべし。

然れども本派が此挙に出たるは、予て計画せる慈善財団のあるが為めなること何人も首肯する所なるべし。また一方には、多少大谷派との軋轢の意味も存せざるを得ざらん。曩には宗教法案問題に於て東西両派互に相反目したり、其曲直の何れにあるかは暫く此に論ぜざるも、両派の軋轢は識者の鑿鑿する所、南條博士の如き其の大谷新法主に扈從して仏骨奉迎に暹羅に赴くの前、記者に語るらく、今回の事は各宗の齊しく手を携ふる所、仏骨奉迎によ

りて東西両派の軋轢も自然に調和するに至るを得んか。然も事実は予望と反し、大菩提会の組織は端なく此の結果を見るに至る、吾輩は仏界の爲めに之を悲む。

○日本大菩提会趣意書及会員待遇法

前号には会則を掲載したるが、今其趣意書を得たれば左に掲ぐ。

日本大菩提会趣意書

恭しく惟るに、大恩教主釈迦牟尼世尊八相成道の化儀は微妙不可思議にして、法身の理体には隠現なしといへども、大慈大悲の応用には仮に生滅を示し給へり。故に生を中天竺摩訶陀国浄飯王の妃摩耶夫人の胎に托し、四月八日無憂樹下に降誕し、身には三十二相八十種を具足し給ふと雖も、凡夫に似同して嬰兒行を示し、四門に遊観して生老病死を厭ひ、夜半に王城を踰へ、袈裟の衣を脱して袈裟を着し、菩提樹の下に正覺を成し給ふ。是則十九世出家三十成道と称ふ。爾來華嚴阿含方等般若の四時を経て、如来出世の本懐たる妙法蓮華經一切衆生皆成仏道の旨を説き玉ふ。是を秋收冬藏更無所作と名く。化縁既に終り、俗に従ひ光を韜み、沙羅双樹の間に一切衆生悉有仏性如来常住無有變易と称へて大般涅槃に入り給ふ。嗚呼哀哉我等衆生宿福薄劣にして在世の利益に洩れ、金鍔木彫の仏像等住持の三宝を帰憑とし、青蓮満月の妙相を竟に瞻奉すること能はざるは常に悲嘆に堪へざる所なり。今や天運循環して此明治の聖代に會ひ、世尊の遺形を聖地より奉迎し、親しく瞻迎し奉ることを得るは優曇の萼浮木の龜も畜ならず。誠に空前の盛事にして、

仏法興隆の吉兆、何の歡喜か之れに若かんや。抑も我世尊は其在世の化導を以て自ら足れりとせず。其滅後に於ても骨身砂利を以て福を人天に被らしめんと誓ひ給ひけり。即ち円寂荼毘の後ち靈応極なく禅瑞荐りに臻れり。是に於て八国の王及諸天竜王骨身砂利を分ちて各宝塔を建て、闍維所亦高顯を築き、尊重恭敬し応驗最も著しかりき、這回暹王の頒たれし金軀の遺形は闍維宝塔の遺物なりと仏教博士保氏の考証せしは斯道名家の証するところにして、益々信念を堅くせり。夫れ世尊の遺形は即ち大日弥陀三身即一法界塔婆なれば、一瞻一礼するものは惑業水の如く消へ、福智雲の如く聚り、速生極樂即身成仏の功德を具し給ふこと言の尽すべきにあらざるなり。依之各宗協同して爰に日本大菩提会を設置し、協同贊襄の力に頼りて論矣たる大覺王殿を建立し、以て遺形を奉安し、且つ益々仏法を闡明し慧日を發揮し、以て公衆の信念を鞏結し道德を培養せんことを企てたり。夫れ菩提は性の真理、解脱の大本にして、仏道の極致なれば、之を以て本会の名とし、之を内にして各宗協同一致して本会を隆盛にし、之を外にしては世界仏教者を合同融和して相共に大乘の法雨に潤ひ、醍醐の真味に飽かしめんと欲するなり。夫れ我国仏教は各宗派に分れ、其所依を殊にするも、其源を窮るときは仏意に原かざるはなし。猶百川流を分つも同じく海に朝宗し、子孫家を異にするも俱に一祖に帰するが如し。苟くも教祖の源旨に帰し、仏法の余流を汲むもの、豈に協同一致して罔極の慈恩に酬はざるべけんや。仰ぎ願は帰依仏教の徒は

緇素に論なく、十方の善男善女皆趣旨を賛成し、続々同盟加入し、相俱に心を協ひ力を戮せ、以て本会の事業を完成ならしめんことを。

また、会員の待遇に関する規定は左の如しと。

日本大菩提会々員待遇規定

第一条 本会の趣旨を賛成し金員物品を喜捨し、会則第四条に依り会員たる者は左の区別に従ひ会員証章紀念品及謝状を贈るものとす。

一名譽会員

第一種会員章及紀念品金千円以上喜捨したるもの

第二種会員章及紀念品金五百円以上喜捨したるもの

第三種会員章及紀念品金參百円以上喜捨したるもの

第四種会員章及紀念品金百円以上喜捨したるもの

一特別会員

第一種会員章及紀念品金五拾円以上喜捨したるもの

第二種会員章及紀念品金參拾円以上喜捨したるもの

第三種会員章及紀念品金拾円以上喜捨したるもの

第二条 正会員には会員章及証票を贈与し、随喜会員には識票のみを贈るものとす。

第三条 紀念品には別には左記の謝状を添付す。

(謝状)

茲に日本大菩提会の主旨を賛成し、金何円を喜捨せらる。

依て本会規定の正条に拠り、第何種会員章及紀念品を贈り

〔禪宗〕における仏骨奉迎の記事について(上)

以て其芳志に酬ふ。

明治 年 月 日

大日本大菩提会理事長 姓

名

爵 姓 名 殿

第四条 会員は随意に覺王殿の参拝を為すことを得。

第五条 法会施行の節会員の参拝者には相當の待遇を為すものとす。但会員章携帯を要す。

第六条 会員には明治三十四年四月八日より同年五月十五日に至る期間拜瞻会及覺王殿起工式挙行の當時、汽車汽船賃の割引票并に各宗派本山の宝物拝観券を贈るものとす。

○仏骨奉迎彙報(明治33年7月15日 第六十四号)

◎仏骨奉迎の爲め先発したる岩本千綱氏の通信の一節に曰く、今回仏骨奉迎使来暹の儀に就ては當国政府各大臣は申すも更なり、国王殿下にも殊の外御満足にて歡感斜めならざる由。稲垣公使より屢々伝承仕候、孰れ使節着暹後は種々の佳報を伝へ可申様相成候事と存候、雲の上の事は測り兼候得共唯今にては実に望外の好結果に有之候。

◎仏骨奉迎の日割等は愈左の如く決定せられたりと。

七月十二日長崎港着船▲十三日十四日長崎に於て上陸会▲十五

日馬関一泊但し午前長崎発車午後三時二十三分門司着車小蒸気

船にて馬関着▲十六日馬関出發但し馬関より徳山迄汽船、徳山

午後十時五分発列車にて出發▲十七日午後零時三十分大阪梅田

停車場着直に天王寺に入る▲十八日天王寺に於て拝迎会▲十九日京都着但し午前六時卅分天王寺停車場より乗込み同七時四分梅田停車場へ着、同七時三十一分官線列車に乗替へ同日午前八時五十分京都七条停車場着、直に大谷派本願寺へ入興の事、同日午後大谷派本願寺より行列、烏丸通りを北へ五条通を経て大仏妙法院へ仮奉安の事

◎本邦駐劄暹羅公使バアジロングナチエス氏は、仏骨の長崎着を聞くと同時に、神戸まで出張し、同所にて奉迎することゝなれりと。

◎七条停車場より大仏妙法院内仮安置所まで仏骨を奉迎するに用ゐる法輿は蓮形にして琺瑯を付け、全体を黒塗りとし、法鸞は朱塗りにて表面扉の両側は唐草の彫刻をなし、金鍍の金具を付し、頂上の擬宝珠は金箔塗りにて頗る美麗のものなるが、右は各宗本山の仏具用達なる竹内商店にて製造したるものなりと。(五日記)

○仏教の中心東京に移らんとす

説者あり曰く、仏教は古来京都を中央とし各本山事務所多くは京都に在り。近くは夫の暹羅国より迎へんとする仏骨をも京都の地に安置せんとすることなるが、東西両本願寺に於ては近來見る所ありて、仏教の中心も時勢に従ひ之を東京に移さんと企てつゝあり。此両派に属する各学校即ち大谷派の真宗大学、同中学、本派の仏教大学仏教高等、同中学等をも漸次之を東京に移さんとする計画あり。現に本派の仏教高等中学、同中央中学の生徒半数は本年九月より東京高輪泉岳寺付近に移転せしめんことに内定し、大

谷派の真宗大学も同様本年九月より東京下谷区内に移転することに決定し居りて、且下其建物の設計中なり。且大谷派寺務所内に在る教学部をも浅草別院内に移す事に内定せりと。夫の仏骨も東京に安置せんと唱ふるもの漸次多きを加ふるに至り、京都仏教者間に於ける近時の一問題となれり。此趨勢の漸次事実となり行かんには京都の盛衰に関する事尠少にあらざるべしと。蓋し注意すべきの言也。

○南條博士の暹羅談〔明治33年8月15日 第六十五号〕

仏骨奉迎正使大谷光演師に随ひ暹羅へ渡航せる文学博士南條文雄師、人に語りて曰く、仏教の暹羅に入りしことについては、磐谷に滞在中種々取調べしも、何分正確なる歴史なきことゆゑその年代は詳かならぬも、釈迦如来没後弟子の一人同国に來りて布教したりとのことなるべし。其勢力は偉大にして歴代の国王は何れも仏教に帰依し仏門に入らざるもの少し、特に現国王より三代前の国王は二十歳にして出家し、二十七年間緇衣を纏ひ、その後王位に即き、仏教のため大に力を尽しければ、仏教ます興隆し、中流以上の貴族は必ず一度仏門に入るの例となり。而して實際仏門に入らねば政治その他の社会に対するの勢力なきものとなれり、されば磐谷市中の寺院は頗る莊嚴にして、特に宮裡にある寺院の如きは頗る華美を極め、安置せる仏像は宝石を以て作り、装置せる作花は同国北部の殖民地より毎年献納するものにして、金銀を以て作られたるものなり。其他諸種の裝飾品もまた皆珍奇な

らざるはなく、かくて同国の珍宝美術品は悉く王室及同寺院に吸集せらるるといふも敢て過言にあらざるべし。又同国の仏書は皆印度のバアリ語を以て記され、僧侶の一般布教に従事する場合は之を暹羅語に訳して説く者の如し。扱仏骨の暹羅に伝はりし次第は印度のバステイ州に於て去る明治卅年英人ウイリアム、ペツペ、ジヨーヂ、ペツペといへる兄弟が発見し、発掘に着手し一時中止せしを、英人スミスの奨励により再び着手し、遂に一の瓶を発掘し、其蓋に記せる文字に就て釈迦如来の遺骨なることを知り、英國政府へ届出しかば、同政府は之を暹羅国王に送りて其内上、ビルマ下ビルマに各一片を配たれんことを依頼したるなり。同国王は本年一月盛式を以て之を各国の奉迎使に渡し、稲垣公使等の尽力に依り好意上その一片をまた我国へ配たるゝに至りたるものなり。従来同国に行はるゝ仏教は所謂小乗教なるが、僧侶の生活は善く積尊の教を守りて規則厳肅なり。王族といへども毎朝必ず跣足にて市中を托鉢し、信徒は道路に跪坐して之に米或は錢を喜捨すれば、僧侶は恰も仏の代身といふ恣にて之を受け、会釈もなさず無言にて行過ぐその見識こそ却て日本僧侶等の想像し及ばざるところなり。又食事は二食にして不可昼食と唱へ、正午迄に二回の食事をなし、午後より翌朝迄は一切食事をなさざるなり。又同国には耶蘇教バラモン教マホメット教なども侵入しをるも、その勢力微弱にして下等社会及び移住民の間に行はるゝものゝ如く、詮ずるに同国教育の権は今尚仏教徒の手にありて、中流以上のものにて外教に帰依するもの少きが如し云々。

〔禪宗〕における仏骨奉迎の記事について(上)

○仏骨拝受の実況

仏骨奉迎使より仏骨拝受當時の実況を聞くに、奉迎使一行の暹羅国王陛下に謁せしは六月十四日にして、當日は宮内省より美麗なる二頭曳の馬車を差立てられ、宮内大臣の先導にて謁見所に入り、文部大臣は奉迎使を国王に紹介せしが、国王陛下より左の勅語ありたり。

仏世尊の神聖なる遺形の一分を受取らんが爲めに、始めて此国に来れる日本仏教徒の奉迎使を見ることは朕の喜ぶ所なり、且つ日本は暹羅よりは遠隔の国にして制度も習慣も或る場合に於ては異同なきに非ざれども、尚ほ同一宗教を信ずる所の同教国なることを信認することに於て満腔の歓喜と満足の感情とを以て刺撃されたる熱心の程を領解ありたきことなり。朕は仏教の先導者にして保護者なるを承認せられし上は、奉迎使へ神聖なる遺形を分配すべき幸福なる義務を尽すことは甚だ喜ぶ所なり。従前日本仏教徒が此神聖にして真実なる遺形の分配を得ざりしことは、彼等が其一分を得んことを希望すべしとは朕の識認せざりしが故なり。今は此貴重なる宝物の一分を得て日本へ安置し、巡拝者をして其便を得せしめんとする彼等の願を信認せし上は、之を手渡しすること甚だ喜ばし、奉迎使の此国に來りて普通協同の利益のために日本仏教徒が海外教徒を熟知して一層交際を親密にしたる後は、日本仏教の益々隆盛に赴くこと朕の最も切望する所なり。

右の勅語は暹羅語にて仰せられ、文部大臣英訳して之を南條博士

より各奉迎使に伝へたり。次いで正使大谷光演師は左の答辞を捧読せり。

大日本帝国仏教各宗派を代表したる真宗大谷派大谷光演、真宗本願寺派藤島了穩、臨濟宗妙心寺派前田誠節、曹洞宗日置黙仙謹告す。

大暹羅国王陛下、聖徳天の如く高く、仁徳地の如く潤し、爰に優渥なる聖慮を降し、釈迦大覚世尊の遺形を我日本帝国某等仏教者に領与し玉ふに依り、各宗派管長は光演を奉迎正使に、了穩黙仙等を奉迎使に擢用して、遺形奉受の任を囑托せり。光演等此任に膺り聖明に咫尺して主体の清爽なるを拝するを得たり、何の榮か之に加へんや。伏して望む、陛下外護の力を増隆し玉ひ、十善の資を保存し玉はんことを。光演等誠恐誠懼の至りに耐へず。

右捧読するや、南條博士は再び之を英訳して上奏し、国王陛下には各奉迎使に握手の礼を賜はりて非常の歡待ありしといふ。

○大菩提会彙報

▲日本大菩提会にては、規則第三条により覚王殿建築起業に着手せん筈なりし処、去月廿五日、大谷派役員一同より左の建議を提出せり。

大聖の遺形は数千里の遠きより魔事なく着御被為在候事、全く仏天の冥裕と奉感戴候、就は会則第二条に抛り、亟かに覚王殿の奉建に着手し、崇敬の誠を尽すべき所に候へ共、遷後の世態右会則議定の當時に同じからず。遠くは則ち竺乾の凶歳、近く

は則ち北清の擾乱等局面一変、徒に守柱すべからざる時運に向ひ候。乃ち北清に於ける帝国軍隊の成敗利鈍は国威の消長と相関し、又如來降生の聖蹟に於て現出しつゝある飢餓相望み流氓踵を接するの状況は、到底我徒の晏然たるべき所に無之、苟くも四恩の重きを知らば、傍觀すべき所に非ず。宜く御遺形來朝の大方便力に依り、大に我仏徒を鼓舞し、帝国祖宗の御遺訓をして深く国民の心胸に銘剋せしめ、忠君愛国の常経を以て全国民を打して一団とすること至要中の至要此れに過ぎたるものなく、之より急なるものなし。此の大本領を基礎として、大に国に酬ひ世を救ふの事に従ひ度、仏意の在る所亦此に外ならずと存候。依て如來の遺形は當分之を仮殿に奉安し、国家水陸軍士及家族の慰恤と印度飢餓の救済とを先にし、之を実行するの方は新聞に演説に其他諸種の便宜を採り、覚王殿建築の費を転じて之を前陳の二事業の費とし、四恩の重きに感奮し、大慈を實踐躬行せしめ、国民の品性を高尚誠懇ならしめ候はゞ、他日覚王殿を建て仏徳を奉揚することは手に隨て行はるべきこと、存候。依て先づ国家人民に対する仏教の本旨を実行するを先とし、覚王殿建築を後とすることに御改め相成度、此段及建議候也。

▲大菩提会にては同廿九日理事会を開き、石川舜台師も出席し、前日提出したる建白書の説明あり。種々討議をなしたるが、理事長村田寂順師は、曾て北清の恤兵及び印度の飢民救済の事に熱衷し、其事を理事会に付議せしめんとせし折柄、恰かも大谷派本願

寺重役の建白ありしを喜び、其旨趣を賛同するのみならず。迅速に之が実行をなし度旨を理事一同に諮詢したるに、同会則は各宗派管長の決議になりたるものなれば理事会に於て容易に変更もなりがたしと説き、また恤兵救済の事に關しては各宗派に於て既に着手しつゝもあり。何ぞ仏殿建築の費をこれに濫用するの理あらんと論ぜしあるも、各宗派区々の救済は各自宗派の私事にして大菩提会の同盟團結としては其資格上より此般の救恤を行はざるべからず。且つや縦令会則は嚴なるも焦眉の急に臨んでは臨機の処分をなし駿敏の救恤をなさざるべからざるにつき、各管長には協議案を呈し置き、迅速に実行せんとのことに決定し、大菩提会より各管長に當て左の協議案を送付したり。

協 議 案

一名管會監各位の中に就て五名の總代を理事長理事より推薦し、時々本会に臨場を乞ひ、会務の拡張を謀る事。

理 由

釈尊御遺形奉迎奉安は首尾克く終了せり。是より後大菩提会の拡張を勉め、予期の事業を完結し、世間出世間の希望を満足せしめざる可からず。之が希望を達するや容易ならざるを以て、特に總代会監を推薦するの必要を認む。

一本会に於て北清事件に係る恤兵及印度飢饉救恤の事を取扱ふの件。

理 由

日本大菩提会組織の目的は既に定りて動かす可からずと雖も、

「禪宗」における仏骨奉迎の記事について(上)

事に緩急あり。先後其宜しきに処せざる可からざるは論を俟たず。今や釈尊降誕の聖蹟にして古今未曾有の飢饉日々数十万の熊苛も仏子たるもの、一瞬を弛ふす可きの秋ならんや。加之北清の変乱に於ける帝国軍隊の成敗は国威の消長に關する焦眉の急何事かを顧みるの隙あらんや。依之仏教各宗派は既に一心無二の丹誠を凝らし、三世相応第一に我が、

皇室の御威稜益々隆昌ならしめ奉るを祈り、第二に我が軍の勝利從軍者の健全を祈り、第三に我國威の發揚を祈り、第四に東洋の平和克復を祈り、第五に仏蹟飢饉の転禍を禱り、且つ恤兵救済の事に従事せらるゝも、尚ほ忠君愛國の常經に則り、本会に於て會員其他の有志を勧誘し、陸海軍出師及其家族の慰恤に勤め、併せて仏蹟飢饉の悲惨なるを救恤し、大慈悲仏心の本旨に原づき濟世利民の実益を世界に洽からしめんことを冀望す。

右は管長各位会同決議に付すべきものたりと雖も、迅速実行を要し、且つ酷熱の功勞頻を輝り、書を以て御協賛を仰ぎ候也。

○仏陀聖典の發行

仏教図書出版会社にては仏舍利奉迎紀念として仏陀の聖典の印刷に従事せり。右は上中下三編より成り、今回の出版の分は上編即ち小乗部にして、右は一切經中の要点を平易に編集せしもの、由。

◎鳥取仏骨遙拝式大法会〔明治33年9月15日 第六十六号〕

鳥取仏骨遙拝式大法会は野崎鉄文師の発起に由り、去る七月廿二日當市敷片原町三丁目西本願寺別院なる真宗寺に於て、各宗聯合にて壮大なる法要は勤められたり。元來この法要を営むに就ては、浄土及日蓮宗の如きは自己の本山の達令を楯に取り、この協同法要に異議を申立てたるにも拘らず、熱心なる諸師は数回の協議を凝らし、特に運動委員を各地に派遣せしめ、各寺院の意向を確める等オサク、周旋余念なかりしが、卒に其効果虚しからず。最初反抗の態度に出でたる日浄兩宗の如きも自然其非を覺り、協賛を申込み、其他余宗の協同もこゝに纏り、諸般の準備も已に整頓したるを以て、前記の廿二日午後一時より法要を開始することゝはなりぬ。今其大略の模様を記さんに、本堂の正面に於て祭壇を築き、其上の種々の莊嚴を施し、上壇に豎一尺有余の端嚴なる釈迦仏の坐像を安置し奉り、其祭壇の両面には立花供物例に因て供具せられ、正面最近の所には導師始め清衆一百有余名の着席読経の所となし、其左方は地方高等官及優待券持参のもの着席の所に充て、右方は當市設立の婦人美德会々員及新聞記者等の着席の所となし、又本堂の西方には廻らずに幔幕を以てし、門前には六金色の大仏旗いと麗はしく交叉せられ、尚ほ其付近には数百個の紅提灯をつるす等、頗る用意周到せり。尚殊勝に見うけられたるは當寺付近の町家が戸毎に国旗を翻へし、皆家業を休みて参詣する等、當地の奉仏が如何に人氣立つたるかを知るに足る。法要は午後一時より開始せらるゝにも拘らず、午前十時より結縁の道

俗絡繹として群参し、十二時過ぎに到れば本堂の内外は人を以て充滿したり。午後一時用意全く整ひたるを以て、廳で合図の半鐘を打鳴らすや。百有余の清衆は静かに順を追って着席し、廳で曹洞宗の発音にて各宗一齊に普門品の廻り行堂を行ひ、午後三時に及で嚴密なる法会は是にて全く式を終り。其より西派の布教師多田文豹師は登壇「仏教の社会的勢力」を演じ、次に黄檗の青年僧野崎鉄文師「信念砥礪の時機」を演じ、最後に洞門の碩学須和文孝師「仏骨奉迎に対する意見」を演じたるが、孰れも熱心なる態度を以て縷々演じたるに、満堂二千の聴衆は感極つて泣くものありき、講演全く終て解散したるは午後六時、此日参詣人に対し「仏骨遙拝」と書せる菓子一千五百個を配賦したるが如きは、群参の道俗に一層の歡喜を与へたりと同地よりの通信の俣。

○大菩提会彙報〔明治33年9月15日 第六十六号〕

▲大菩提会の諸事業は常任理事十名を置き理事会に於て決行する筈なりしが、更に三十三派管長を名誉会監とし、此の会監中より総代名誉会監五名を推選することとなし、村田理事長より推選状を送りて夫々承諾を得たり。其は大谷派門跡大谷光瑩、真言宗長者長有匡、日蓮宗管長岩村日轟、曹洞宗管長畔上棟仙、妙心寺派管長小林宗輔の五師なり▲明年四月八日より五月十五日まで妙法院に於て拝瞻会を行ふ筈なるが、覚王殿は起工式を此の末日に行ふよし。尤も建築地未定の俣として執行せん筈なりと。

○遠藤龍眠師

曹洞宗中夙に壮年有為の聞えある遠藤龍眠師は、仏教研究の志抑へ難く、去る三十年暹羅に渡航し、盤谷府勅願所サツケツト寺に留りて其研鑽に余念なかりしが、去六月我国より仏骨奉迎使一行の渡暹せられし際は、欣喜雀躍して種々斡旋勞を執られし爲め、同一行も天涯万里の異域に於て其便利を得る事一方ならざりしが、同師は奉迎使の帰朝後間もなく盤谷府を去りて、新嘉坡より印度に旅行し、釈尊の遺跡を洩れなく巡拝して、去る三日無事帰朝せられたり。同師は印度風黄色の僧衣を着し、顔色赭黒なるに、柳風沐雨の艱苦さこそと思ひやられ、一見恰然羅漢の生仏に對する如くなり」と。

○仏骨を暹羅皇帝に贈るの議〔明治33年11月25日 第六十八号〕

今春暹羅国皇帝陛下より分与せられし釈迦如来の分骨を歓迎せしが、然るに我が邦にて鎌倉山円覚寺に安置せる仏牙舍利は、建保年間源実朝卿故在て彼の国より奉迎したる釈迦如来の齒牙にて、其大さ約一寸強なる実に靈驗著しきものなるに由り、老若男女の帰依浅からず。之を宝殿（国宝の殿宇にして建保年間の造営に係る）に安置し、毎年十月十五日を以て嚴かなる仏牙舍利大法会を執行するを常例と為せり。今春同国皇帝陛下より好意を以て仏骨を本邦に分与し玉ひしに付ては、今回は本邦僧侶より前記の仏牙舍利を同皇帝陛下に分贈し奉り、以て仏教国の交情をして益々親厚ならしめんとて、目下稲垣公使を始め貴族院議員児玉淳一郎、法学士鈴木正也、早川千吉郎、法学士大津麟平諸氏等は同国の宮

中に向て交渉中なりと云ふ。

○暹羅皇后御寄贈の經典

暹羅国皇后陛下より今回特に日本仏教団体へ御惠贈せられたる貝多羅抄略三藏經八卷は、稲垣公使の手を経て去月二十七日大日本大菩提会へ到着したるが、同巻の上覆は同陛下の親製にして真珠を鏤め金繡の絹蓋を備へ象牙の題標を付し金糸の裝飾を施したるものなりとぞ。

○仏骨遷座〔明治34年1月20日 第七十号〕

大菩提会にては、明年四月八日より五月十五日まで大仏妙法院供奉安殿に於て仏骨拝瞻会を執行するに付き、東京の仏教徒は右拝瞻会に先だち明年三月東京に於て奉迎会を行ひたしとて、大菩提会東京本部より京都本部へ照会し来りたるに付協議会を開き之れを是認したる由。

○仏骨拝瞻会〔明治34年2月25日 第七十一号〕

大菩提会にては拝瞻会施行方法に關し、協議の結果左記の如く決定し、且つ経費は壹万四千円の予算とし、各委員は各宗派より撰出することとし、又拝瞻会の期日は四月八日より五月十五日迄の予定なりしを四月八日より同廿八日までとし、東京出開帳の日限は三月二十日より四月四日とし、其途中名古屋に於て一日間拝瞻会を行ふことに決したり。尚ほ東京に於ける出開帳の場所は未定なれども、多分大谷派本願寺浅草別院を以て之れに充つるなら

んと云ふ。

拝瞻会施行法

- 一 拝瞻会は本年四月八日より廿八日まで執行する事
- 一 拝瞻会施行の爲め、左記の各部を置き各部に委員を置く事
 - 一 法要部 委員六名 二 供養部 全八名
 - 一 三庶務部 全七名 四 会計部 全七名
 - 一 五協讃部 全九名
- 一 法要部委員は左の事項を主る
 - 一 法要執行に関する諸般の事項
 - 一 式場に関する事項
 - 一 参拝者に関する諸般の事項
- 一 供養部委員は左の事項を主る
 - 一 典供に関する事項
 - 一 法要の出勤者集会所並に饗膳に関する事項
 - 一 参拝者待遇に関する事項
 - 一 諸係員の賄に関する事項
- 一 庶務部委員は左の事項を主る
 - 一 文書の往復拝瞻会記録編纂に関する事項
 - 一 菩提会発会式及起工式に関する事項
 - 一 各部に属せざる都ての事項
- 一 会計部委員は左の事項を主る
 - 一 金穀物品の出納に関する事項
 - 一 拝瞻会に要する金穀収納に関する事項

一式場其他に要する諸般の器具調製及保存に関する事項

一 雇入人に関する事項

一 協讃部委員は左の事項を主る

一 寺院信徒其他団体の協讃に関する事項

一 各本山什宝品展覧に関する事項

一 参拝者に交通便利を与ふる事項

一 各地建札に関する事項

一 各部委員は各宗派委員（現任理事共）抽籤を以て各部属を定むる事

一 各部委員は互選を以て其部の委員長一人を置く事

一 各部委員は各主務の事項に就き調査設計の上更に關係ある各部に合議する事

一 各事項の決定は委員会を経て之を決する事

一 委員会は奉安事務総理及委員長を以て組織する事

一 拝瞻会に関する総ての事項は奉安事務総理の監督に属する事

一 各部の必要に依り成る事項を他人に囑托し、又は書記其他の雇人を置くことを得る事

一 各部委員は別に衣資を給せず、尤も実費を支給するものとす。又は報謝を贈与する事

○大菩提会と稲垣公使

在暹稲垣公使は大菩提会総理村田寂順師に書を寄せ、暹羅国皇帝陛下の意思を洩したるが、同公使が去年九月廿一日陛下御誕辰祝賀の爲め参内謁見の際、陛下は日本に於て盛大なる御遺形奉迎式

を挙行したる状況に付き日本駐劄公使より写真を添へたる報告に接し、日本仏教徒が御遺形を歓迎するの状恰も兒子が慈母を慕ふに等しけれとて非常に満足に見受けられたりと。尚ほ同陛下は仏教に關する図書館を當地に建設せらるべき御計画にて、已に外務、内務、文部等の諸大臣を挙げて其委員とし、印度、緬甸等に於ける古今の仏書并に欧州に於ける仏書に關する著書等を蒐集せられば、日本仏教徒は積尊御遺形分与に對する御札として、日本各宗派の仏書を蒐集して同陛下へ奉呈致されなば、陛下の御満足に止まらず。蓋し仏教の爲め一大慶事ならんと勸告せり。同公使は今後微力の及ぶ限り當方面に尽力致すべき筈なりと云ふ。

覺王殿の建築に就て〔明治34年3月15日 第七十二号〕

松 井 可 樂

記者曰く、本篇所説の適否は読者の判断に一任し、たゞ仏舍利奉安地に關する一説としてこゝに之を紹介するのみ。

客年七月仏舍利奉迎使を暹国に差遣し、暹国皇帝陛下の好意によりて分与せられたる仏舍利を拝受し、奉迎使帰東の日より早く既に半年を経過しぬ。而して仏舍利奉迎の準備とゞもに興りたる日本大菩提会は、夙夜に覺王殿建築のことに焦慮すと聞けり。日本大菩提会の覺王殿建築に焦慮するは當然のことにして、奉迎使の今だ東帰せざる日にありて早く覺王殿を新築し、奉迎使の仏舍利を守護して東帰するや、直ちに覺王殿に安置し奉り、暹国皇帝陛下の聖旨に副ふべかりしを、奉迎使帰東の日より半年を経過する

今日猶ほ覺王殿を造營すること能はざるは、実に千歳の恨事なり。されど余は強ちに之を以て大菩提会を非難するものにあらず。日本現時の形勢として其信仰上より巨万の金額を得んこと甚だ難く、爲めに大菩提会画策は実に容易ならざるに由るものならん。覺王殿新築に要する費用は少くとも五拾万円内外なるべし、五拾万円内外の資金を不生産的なる信仰上の新築に投ずること現時の形勢に於ては蓋し不可能のことなり。斯る形勢の時に當り、敢て此の巨額の資金を集め覺王殿の新築を經營せんとするは、即ち覺王殿新築を夢想に帰すると異ならず。何となれば日本現時の經濟界は恐慌に恐慌を重ね、生産的事業の經營も猶之を爲すを許さざるの今日にして、不生産的信仰上の事業に此巨額の資金を投ずるを許さざればなり。現時の形勢は斯の如く遂に大菩提会をして其抱負を實現せしめず、遺憾ながら荏苒歲月を送り窃かに社会現時の形勢を挽回するを祈り、徐々に其初志を行ふの策を取るより外なき窮境に迫らしめ、其最初に絶叫せし覺王殿起工の聲は轉た大菩提会の悲運と共に銷沈するの止を得ざるに至りしなり。大菩提会が既に斯る境遇に逢著せしと、同時に覺王殿起工の聲の銷沈は勿論建築地の撰択も亦未だ確定するに至らず。遂に社会をして大菩提会の内容に幾多の疑念を起さしめ、時に或は大菩提会の措置を非難し、或は同会の役員諸氏を攻撃するものを生じ、甚しきは大菩提会を目して投機者流と同一視する者さへ生ずるに及べり。是れ実は大菩提会の爲めに悲しむべき現象にして、日本仏教徒の不面目なり。然れども大菩提会の今の境遇は自ら好で作り

たるものにあらず。社会の形勢に駆られて今日の境遇に逢著せしものなれば、余は敢て大菩提会を非難せざるのみならず、大菩提会のために策を献せんと欲するものなり。

日本現時の形勢は覚王殿の新築を歓迎すべきの形勢にあらずと雖も、既に奉迎し来りたる仏舍利をば現状の俛に妙法院に安置し無責任に覚王殿経営のことを放棄すべきにあらず。是非とも覚王殿を新築し仏舍利を奉納し以て日本仏教徒の面目を全ふせざるべからず。仮令現時の形勢日に非なるにもせよ、其俛に為し置くこと能はざるは勿論如何に苦辛惨憺の境遇に接するも、覚王殿は経営せざる可らざる急務の事業なり。是に於て余は大菩提会の諸氏に一策を献ずるの必要を認めたり。余の献策は大菩提会をして輕易に此の事業を遂げしめ、不生産的消極のものをして生産的積極の方面に向はしめ、永遠に仏舍利の洪徳を実現するにあり。余は決して大菩提会諸氏の画策を非とするものにあらざるも、諸氏の画策は其費す所甚だ多くして其得る所は寧ろ微少に、其目的の達し易からずして而も其所期に反する結果に了らんことを惜む。請ふ且らく余をして献策の概要を言はしめよ。

仏舍利奉安地即ち覚王殿建築地に就ては、未だ確定せし所なきが如しと雖も、西京説、東京説、乃至大阪説の三あるが如し。而して西京説は大菩提会に優勢を占むるの説にして、既に其候補地としては、宇治清閑寺山付近、嵯峨清涼寺付近、又は妙法院境内等ありて、稍や此説に傾きたるもの、如く、而して東京説は蓋し遷都の紀念として大建築をなし、千年の後に其偉業を伝へんと欲す

るにあり。大阪説に至りては余未だ之を詳かにせず。故に其得失を論ずること能はざるも、蓋し其説は強固なる主張の存するにもあらざるべく、随て得失の研究も亦十分ならざるべければ、余は単に東西兩京に就て其得失を講究し、余の所見と比較せん。

覚王殿を西京に建築すること必ずしも不可ならずと雖も、明治昭代の仏教徒が、友邦の暹国皇帝陛下より分与せられたる仏舍利を奉安する覚王殿は、如何なる構造に依て明治昭代の仏教徒が精神を後世に伝へんとするか。西京は現に仏閣の洩藪として天下に誇るに足る其建築の堅、其構造の美、優に全国に冠たり。斯る金碧燦爛たる仏閣の間に介して覚王殿を建築し、是等従来の美觀と拮抗するには、少くとも式百万円以上の資財を投ぜざる可らず。式百万円以上の資財を投じて建築するも猶ほ或は従来の建物に比して遜色なきを保せず。而して其資財は何の処に求むるか、式百万円の資財は一朝にして作るべきにあらず、種々の方便、様々の勧誘、漸くにして式百万円以上の資財を纏集し得ると仮定するも、其年月は十年若くは二十年の長期ならざるべからず。此長期の歲月を経る間には必ずや種々の情弊を生じ、成功を見る能はずして中途に其事業を廢するの不幸に陥らん。仮令式百万円の巨額を費さざるも現に大菩提会が設計する所に由るも、猶ほ四拾万円を費すと云ふ。四拾万円の巨額は之を信徒の淨財に求めんとするか、日本仏教徒の頭数より打算したらんには、席上の算勘に於ては儘かに之を募集し得べきも、實際に之を纏集して現金と為すことは甚だ難し。よし四拾万円の巨額は之を纏集し得て現金を備へ得る

と仮定するも、現時の形勢、及び大菩提会の現況に視て、之を熟考する時は三年乃至五年にして之を実現し得ることは優曇華を望むが如し。然れば則ち、五年乃至七年の後を期して覚王殿の起工を為すべきか。如何に大器は晩成なればとて、日本仏教徒の面目を以てして覚王殿の建築を五年乃至七年の後に期待するは、頗る不面目の甚しきものなり。又或は五年乃至七年にして四拾万円を纏集し得るものと定めて、覚王殿の新築に着手し信徒淨財の寄付を担保として、一時他より之を借り入るゝとするも、借り入るゝ者には敢て差支なし。併しながら斯る危険の担保によりて四拾万は儲置き、五万乃至七万の金額も貸し出すものなきを如何せん。斯の如く西京説は一見可なるが如しと雖も、其実に於て不可なるもの三あり。一に曰く明治昭代の仏教徒の事業として、千歳の後に伝ふる覚王殿の建築が、若し従来の仏閣に比して遜色あり、否、粗造不堅固のものなりせば、明治昭代の仏教徒の恥を千歳の後に遺す。二に曰く従来西京に櫛比する仏閣に比して遜色なきものを建築するには、少くも百万以上式百万円以下の資財を要す、而して其資財を得るの道なし。三に曰く其規模を少にして四五拾万円を投じて覚王殿を建築せんとするも、西京にては此資財を得るの道なく、特に大菩提会の現状に視て、式拾万円の資財を得ること難し。要するに西京説は消極にして一も得る所なく、而も失ふ所多々にして、唯だ明治以前の旧思想を繰り返し、平安城の名に眩したる一種の妄想に過ぎざるなり。

東京説に至りては、其主張の帰する所遷都紀念の一事にあり。遷

〔禪宗〕における仏骨奉迎の記事について（上）

都紀念として仏舍利を東京に奉安す、其趣向必しも不可ならずと雖も、東京に覚王殿を建築し、遷都の紀念となし之を千歳の後に遣さんは、西京に覚王殿を建築するよりも、寧ろ難事に属す。苟も遷都の紀念として、日本仏教徒の事業として、東京に覚王殿を建築する、其建築構造の規模は如何にすべきか。東京に於て一万乃至二万坪の敷地を求むるは容易のことにあらず。且つ其位置に於ても之を撰択すること甚だ難し。東京付近即ち東京横浜の間に於て適當の位置を撰むとするも、猶ほ数万金を要す。況や東京市中に之を求めんとするの難きをや。仮令日比谷公園に建築することを得るものとするも、起工までに費すべき費用は莫大にして、起工の設計並びに之に伴ふ一切の費用、其他建築以外の費用のみにして、猶ほ数万金を費ざる可らず。よし此費用を投ずるとするも、其建築の規模亦決して狭少になすべからず。其規模の大ニコライ氏の会堂に及ばざるも、其構造の美且堅なるを期するは勿論、芝上野の徳川氏の廟所に比して遜色なきを要す。芝上野の廟所は今日に於て之を築造せば、一字の堂塔猶ほ数拾万円を費さん、彼れ徳川氏の廟所に比して遜色あるものを築造し、而して遷都紀念を云々するも、亦是れ恥を千歳に伝ふるものなり。遷都紀念として東京に建築するには、少くも参百万円内外の資財を要すべし。参百万円内外の資財を、此の不生産の事業に費し、幾百万の信徒を煩はし、遷都紀念として東京に覚王殿を建築したりとせんに、何程の効能かある。加之遷都紀念と云ふこと甚だ當らざるなり。遷都紀念の称は何より起りたるか、奠都紀念祭さへ終りた

る今日にして、仏教徒が今更の如く遷都紀念を叫ぶは、何の論拠ありて然るか。余は以為らく遷都紀念云々は甚だ不祥なりと。何となれば埃及文明の紀念として存するものは何ぞ。始皇盛時の紀念として存するものは何ぞ、奈翁全盛の紀念として存するものは何ぞ。遷都の當年にありて紀念を云々するは即ち可なり。遷都後三十余年を去りたる今日に於て遷都紀年を主張するは、果して不祥なることなきか。余は断じて之を不祥と謂ふ。遷都紀念の祥不祥は別問題として、東京説を主張する者の理想せるが如き覚王殿を建築することを得べきか。是れ則ち疑問なり。余は東京説を以て単に西京説に拮抗する一種の競争と信ずれば、實際に於ては東京説は寧ろ薄弱なりと思ふ。故に之を細評するの必要を認めず。余を以て之を見るときは、西京説の得なく失多きと同じく、是亦不可行の事に属す。

斯の如く東西兩京の説は共に不可なり。大阪説亦之と伯仲して不可なる者ならん。然れば則ち東西兩京并に大阪を除き、實際に於て何れの地が最も適當なりやと云ふに、余は思ふ、静岡県遠江国浜名郡三方ヶ原こそ仏舍利奉安の最好適地なりと。(未完)

○大菩提会の役員及会則〔明治34年3月15日 第七十二号〕

大菩提会にては副総裁に大谷派本願寺法主、副会長に石川舜台師を推薦したれども、謝絶せられたるを以て正副総裁は追て定むることとし、会長に村田寂順師、副会長に前田誠節、理事長に小栗憲一の諸師就任せり。

又過日の各宗派会に於て決定したる改正会則は左の如し。

大日本菩提会々則

第一章 位置

第一条 本会は日本大菩提会と称し、本部を京都に、出張所を東京に、支部を各府県便宜の地方に置く。

出張所及支部に関する規則は、評議員会の議を経て之を定む。

第二章 目的

第二条 本会は釈尊の遺形を奉安護持し、其聖徳を顕揚し国民の道義を涵養するを以て目的とす。

第三章 事業

第三条 本会の目的を達せんが為め、左に列記する事項を遂行するものとする。

一 覚王殿を建築する事

一 教育及び慈善事業を起す事

第四条 前条に列記せる各種の事項中覚王殿の建築を第一着手とし、其他は費金の増加に随ひ、順次に施設するものとする。

施設に関する方法は、評議員会の議を経て之を定む。

第四章 会員

第五条 会員を以て左の六種とす。

一名 譽会員 名譽会員は評議員の推薦に依る者、又は金百円以上を醸出したる者

一 准名譽会員 准名譽会員は評議員の推薦に依る者、又は五十円以上を醸出したる者

一 特別会員 特別会員は評議員の推薦に依る者、又は十円以上を齎出したる者

一 准特別会員 准特別会員は評議員の推薦に依る者、又は五円以上を齎出したる者

一 正会員 正会員は金一円以上を齎出したる者

一 随喜会員 随喜会員は若干の金品を齎出したる者

一 会員待遇規程は別に之を定む。

第六条 会員には其の名称の區別に随ひ徽章及証票を交付す。

第七条 正会員以上の会員は本会事業の施設に関し、意見あるときは会長に提出することを得。

第五章 総裁副総裁及会監

第八条 本会には総裁副総裁及会監を置く。

一 総裁 皇族を推戴す

一 副総裁 会監の中に就き之を推戴す

一 会監 同盟各宗派管長

第六章 職制

第九条 本会に左之職員を置く。

一 会長 一人

一 副会長 一人

一 理事 一人

一 会長を補佐し会長事故あるときは、会長の事務を行ふ。

一 理事長 一人

一 理事長は会長の旨を享け各部の事務を総括し之を整理す。

一 理事 三人

一 理事は会長又は理事長の指揮に依り、各部の事務を分掌す。

一 会計監査役三人

一 会計監査役は本会収入支出の決算を監査し会長に報告す。

第十条 職員は左の例に依る。

一 会長は各宗派管長又は門跡及本山住職中に就き、会監之を推薦す

一 副会長は各宗派等住職中に就き、会に於て之を定む

一 理事長及理事は評議員会に於て選定し、名誉会監の同意を経て会長之を任免す

一 一書記は理事長之を任免す

一 一書記は理事長之を任免す

一 一書記は理事長之を任免す

一 一書記は理事長之を任免す

第十一条 職員は任期は三ケ年とす。

一 但し再選を妨げず

第十二条 本会の事務を分て左の三部とす。

一 勸奨部 一 司計部 一 庶務部

第七章 会議

第十三条 本会々議を分て左の三種とす。

一 各宗派会 一 評議員会 一 会監会

一 会議に関する細則は会長之れを定む。

第十四条 会監会は本会々監を以て組織す。

第十五条 会監会は本会事業に関し、重要問題あるときは之を開会す。

第十六条 各宗派会は各宗派選出の委員を以て之れを組織す。

第十七条 各宗派会に付す可き事項左の如し。

一 本会則を改正する事

一 本会評議員を選挙する事

一 本会経費予算を議定し又は其の決算を承認する事

一 本会財産の処分に関する事

一 本会の会計法出納規程に関する事

一 前五項の外会長に於て必要と認むる事

第十八条 各宗派会々員の任期は所属宗派の定むる所による。

第十九条 各宗派会は定期臨時の二種として、定期会は毎年一

回之を開き、臨時会は臨時必要の場合に之を開く。

第廿条 本会に評議員十五名を置く。

第廿一条 評議員は各宗派会に於て選定し會長之を囑托す。

第廿二条 評議員会に付すべき事項左の如し。

一 本会の財産管理に関する事

一 各宗派会より委任を受けたる事

一 前二項の外会長に於て必要と認むる事

○仏舎利拝瞻会事務開始

大菩提会の拝瞻会は、法要、供養、庶務、会計、協賛の五部を置き、各部署を妙法院内に設立し、事務を開始す、委員左の如し。

法要部、名和良精（天台）、宮崎梅芳（相国寺）、林泰嶺（東福寺）、小栗憲一（大谷派）、今井朗明（日蓮宗）◎供養部、岩瀬

靈雲（西山派）、小泉妙徳（真盛派）、田代宗道（大徳寺派）、

森善応（法相宗）、小川真光（真言律派）◎庶務部、大西靈純

（高田派）、井上義洲（南禅寺派）◎会計部、小栗憲一（大谷

派）、河野良心（時宗）、黒田覚妙（融通念仏宗派）、後藤禅提

（妙心寺派）、布施興勝（興正派）、北條周篤（天龍寺派）、有沢

香庵（曹洞宗）◎協賛部、真能義淵（木辺派）、物部長寛（仏

光寺派）、筒井寛聖（華嚴宗）、林梅雪（黄檗宗）、武村誠誓

（日蓮宗）、菅居元賢（天台宗）

尚ほ供養部委員二名、庶務部三名、協賛部三名は未定なるが、会計委員小栗憲一、北條周篤両師の提議に依り、妙法院内に委員の職を執るものは、来賓に対すると雖も一切酒を同院内に入れざることに申合せたる由。

覚王殿の建築に就て（承前）〔明治34年4月15日 第七十三号〕

松井可楽

仏舎利を奉安すべき覚王殿を、東西両京に建築するの不得策なることは既に論じたるが如し。然れども頃日に至り更に南都の大仏に併祀せんと議あるを聞く。目下経済界の恐慌を来せる時の姑息手段としては、蓋し一応の理なきにあらざるも、余を以て之を見れば、余りに窮策の甚しきに驚くの外なし。成程南都の大仏を修理するには五拾万乃至百万の巨資を要すべく、随て大仏の「ハラゴモリ」として仏舎利を安置したらば、別に覚王殿建築の必要もなく、之に費すべき資金は省かるべきも、折角友邦なる暹国皇

帝の好意によりて贈与せられたる仏舍利を、南都大仏の厄介とすること如何にも腐甲斐なきことにあらずや。如何に今日の仏教徒が資金に乏しければとて、七拾万や百万の資金の爲めに其初志を挫折して、仏舍利を大仏の腹内に奉祀すること、無乃る明治昭代の仏教徒の事業として後世にまで嗤笑を遺すことなきか。余は断じて是の如き弥縫的姑息手段に賛成すること能はざる也。尤も余一人が賛成せざればとて南都説に幾許の影響をも与ふべからざれども、天下の識者は南都説を以て窮策中の窮策となせり。

余は東西兩京并に南都説を、日本大菩提会の爲めに之を排せんとする也。余の謂ゆる遠州説なるものを採用せば、其勞甚だ少にして其効は永遠に伝ふるを得ん。請ふ余をして遠州説を主張する理由の一斑を説かしめよ。

遠州は東海道の中央に位し、而も東西兩京の中央に當り、之を西にして九州に至るも、之を東北にして北海道に至るも、謂ゆる中央の地にして、東西兩京の如きは僅かに七八時間を費せば遠州に達するを得べし。而して東北の北海道、又は西南の九州よりするも、別に高山大沢の道路を障害するものなく、東海道の国道に沿ふて平坦の地なれば、幼童婦女猶ほ詣するを得べし。加之ならず三保ヶ原は其広袤四五里に亘り、西は浜名の湖水を控へ、東は遠州隨一の中郡に臨み、南は曳馬の古城趾を境として浜松に至るは僅かに数百歩のみ。北は奥山半僧坊を三里の内に望み、風光甚だ佳にして往來の便頗る多し。且つや三保ヶ原は天正年間の古戰場なれば、是等陣没の精霊を吊慰する上に於ても、覺王殿を此地に

建築するの寧ろ仏者として適當なる所作なるべきを信す。

其地形風土のことは第二として、覺王殿建築に要する資金の上に於て、遠州説は最も其道を得易きなり。余の調査せし所によれば、遠江一國に於て參拾万円を得るは易々たるのみ。而して東三河に於て優に拾五万円を得べく、駿州一円に於て拾万円を得るは、蓋し半年ならずして之を得るなり。若し強て淨財を募集せば、百五拾万円を得ること三年を出でずして期すべきなり。遠州人士が何故に覺王殿新築の爲めに三拾万乃至五拾万の資金を投ずることを惜まざるかと云ふに、広袤五六里の畠原を開拓して繁昌の地とならしむるにあり。広袤五六里の三保ヶ原は頓に變じて一大市街を爲すべければなり。之を彼の信州長野市に視るに、善光寺に依りて開拓せられたる長野市の現況は如何。之を彼の三州豊川に視るに、吒枳尼天により開拓せられたる現況は如何。之を彼の下総成田に視るに、不動尊によりて開拓せられたる現況は如何。讃岐の金刀比羅に於ける、紀州の高野に於ける、甲州の身延に於ける、乃至大和の天理教本部に於ける、みな其奉祭する神仏に開拓せられ優に繁花の地をなせり。仏舍利を奉祀する素より現世利益のことにみにあらずと雖も、暹国皇帝の聖旨を稽ふるに巡礼者の礼拝に便せられしこと明かなり。然れば則ち仏舍利奉安地に巡礼者の蝟集するは論なき也。若し余の觀察の如く仏舍利奉安地に巡拓することは、則ち世界悉檀の随一つなるものなるべし。其西京説を主張し、東京乃至南都説を主張するもの、底意は利にあらず

して何ぞや。余は敢て利を言ふを不可とせず、唯だ其利を国家的に社会的に永遠に期せんことを欲するなり。開けたる西京を利し、東京を利し、乃至南朝の遺跡多き南都を利するも、利と云ふに於て敢て差異なきが如くなれども、不毛の曠野を開拓して国家の利を進め、至便の地に市街を作ること社会の経済より打算して、東西両京及南部を利するよりも遙かに効果の多きを見る。而して覚王殿の爲めに曠野の原野を開きたりとせんか。明治時代の仏教徒の事業として後世に伝ふるに足るのみならず、遺身舍利の功德は其市街の開くと共に其光明を放ち、長野市民の夙夜如来の洪恩を礼謝するが如く、千百年を経て愈々其功德の光明をして灼奕たらしむるに足らん。

抑も仏舍利を分与せられたる暹国皇帝の聖旨と、仏舍利を奉迎したる日本仏教徒の意思は那邊に存するか。言ふまでもなく報恩謝徳の信念を以て供養礼拝し、世尊廣大慈悲の功德に浴せんとするにあり。報恩謝徳の信念を以て供養礼拝するは単に瞻仰恭敬のみに止まるか、廣大慈悲の功德に浴せしむるは一に誦経礼懺の方に頼るべきか。瞻仰恭敬は必しも報恩謝徳なるべきも、如来の法身常住より見ば遺法の我等展転して如来の檀度を行じ、以て衆生を利益するこそ真実の報恩謝徳なるべし。誦経礼懺は廣大慈悲の功德力に相違なきも、一代応化の聖蹟に見ば、治生産業も亦た布施の檀度なること明かなり。故に余は敢て仏舍利を遠州三保ヶ原に奉安し、曠野の原野を開き永遠に世尊を光被せしめんと欲す。頃日余の耳にする所によれば、遠州の人士は日本大菩提会并に仏舎

利奉迎に与りたる各宗派の管長に交渉し、一は日本大菩提会の事業を助けて覚王殿の建築を遠州人士の一手に引請け、他は則ち仏光に浴して土地を開き、猶ほ進で仏教伝道事業にまで従事せんと尽力しつゝありと。

蓋し遠州人士の仏舍利を歓迎する所以、覚王殿を建築せんと欲する所以の底意は、専ら永遠の利潤にありと雖も、其利潤を方便として直接に遠州人士の仏性を開發せしめ、間接に東海全道の人民をして仏徳を渴仰せしむ。よし遠州人士が利潤の一方にのみ傾くとするも、直接に日本大菩提会の事業を分担せしめ、間接に国家を利するの勝算あり。或は東西両京の如きも斯る形態なきにあらざるも、迺も遠州人士の熱衷するが如き高度の熱を以て仏舍利を歓迎することなきなり。殊に東京の如きに至りては拾万金を得る甚だ難し。西京は或は此の場合に於て東京よりは有力なるべけれども、是亦た不可能の事を敢て遂げんとするものなり。若し夫れ南都に至りては大仏の修繕費を流用し、又は其名を仮りて二三十万金を募集し得るとせんも、其体面の甚だ分明ならざると。事の予想外に出で、内訂を生ずるとの恐あり。而して遠州に至りては此等の憂あることなし。其資金募集の如き一に、遠州人士に依頼せば日本大菩提会は拱手して之を成すを得ん。且つ日本大菩提会の事業は覚王殿建築の一事に止らずして、第二の事業即ち布教伝道の社会的活動として慈善事業のあるあり。慈善事業の如き生命ある事業は京都なり東京なり、都会の地に於て始めて之を成すを得べし。覚王殿建築の如き之を京都若くは東京奈良に於てせん

か。死せる事業のみ、不生産的の事業のみ、余の考案にては此の死せる不生産的の事業を転じて遠州に移さば、則ち其事業は生命ある事業として永遠に仏徳を輝かし衆生を利濟する唯一の方便とならん。要するに、日本大菩提会の雅量は此の一挙兩得の方策を容るゝの余地は綽々として存するならん。希くは野人猷芹の微誠を察し、上来の所論に聴くことあらんことを。余不敏未だ天下の大勢を知らずと雖も此猷策にして容れられなば、敢て犬馬の勞を執るべし。而して此猷策の容否は、独り余の意見の行はるゝと否とにあらずして天下輿衆の幸と不幸とに關し、明治昭代に於ける仏教徒の歴史に美醜の關係を生じ、仏徳の光被に大小広狭の差を生ずるに及ばん。伏て願くは日本大菩提会の諸高德之を再思せよ。

彙報〔明治34年4月15日 第七十三号〕

○大菩提会拝瞻会

本月八日より三週間、大仏妙法院に於て執行する積尊遺形拝瞻会の順序は左の如くなりと。

- 一、各宗派法要出仕の僧侶は、日々三十名以上五十名以下にして正午より開始す。
- 一、各宗派大導師及び僧侶の休憩所は大仏妙法院とし、午前九時までに到着すべきこと。
- 一、参拝者は名誉会員、準名誉会員、特別会員、準特別会員、正会員、随喜会員、一般参拝人の七種に分ち、各席にて焼香

〔禪宗〕における仏骨奉迎の記事について（上）

拝礼せしむ。

- 一、僧侶は其宗派の規定正服用の事。
- 一、会員たらんと欲するものは、院内の会員申込所に通告する事。

一、暹羅国王陛下より黄金佛像同王后陛下の貝多羅葉經并に覆絹及同国文部大臣多羅葉經の各寄贈品は、遙拝所の東側普賢堂にて一般参詣人に拝礼せしむ。

一、拝瞻会中は東山に大文字を点火し十夜念仏、六齋念仏、空也堂踊念仏、明暗教会尺八吹奏の仏事法楽を営む。

- 一、拝瞻会各宗派法要日割順は▲八日天台宗及び真盛派▲九日本願寺派木辺派▲十日南禅寺派（東福寺派建仁寺派）▲十一日相国寺大徳寺▲十二日真宗高田派▲十三日天龍寺永源寺派▲十四日黄檗宗及び円覚寺派建長寺派▲十五日妙心寺派▲十六日曹洞宗▲十七日未定▲十八日融通念仏宗及び日本大菩提会発会式▲十九日真宗興正寺派▲二十日真宗仏光寺派▲二十一日未定▲二十二日日蓮宗▲二十三日時宗▲二十四日未定▲二十五日真言律宗▲二十六日華嚴宗法相宗▲二十七日浄土宗
- 西山派▲二十八日真宗大谷派

尚法要中は、毎日午前及び午後の両度に仏教演説会を開き、又十六日妙法院において各宗派の管長同盟懇話会を開く筈なり。尤も西本願寺知恩院は列席せざる趣きなりと。

○金像經卷覆絹の由来

別項記載拝瞻会中、妙法院普賢堂に安置する金像並に貝多羅經同

覆絹は美術上貴重の参考品たる趣にて、其由来は、金像は昨年六月暹羅国王陛下より仏舍利と共に御寄贈あらせられたる者にて、其詔に今を距る凡一千年前我邦の旧都ウイエンチエンサン府に於て鑄造し恭敬供養し奉ること久しかりき、今御遺形に付し大日本帝国仏教各宗派へ譲与す。冀くは永遠に護持瞻礼あるべし云々とありしものにて、尊像の左羽を仰ぎ右掌を覆ひ玉ふは釈迦如来降魔の相にして、其鑄造は暹羅特有の古式に由て鑄製せしものなり。又御経は鈔略三藏経七篇にして、暹羅国王皇后両陛下より御遺形に付し御寄贈あらんとの思召にて、同国ジラスリンドル大僧正に命じ「パーリ」語を以て書写せしめ玉ひたるものなり。其貫綴の糸并覆糸并覆絹（紅錦を地質とし、草花の模様金玉真珠を刺繍す）は皇后陛下の御親製なりと。

○暹国公使の参拝

東京駐劄暹羅国特命全権公使ヒヤ、ロナチエツト、リチロング氏は、积尊拝瞻会執行に付、勅使として同国王皇后両陛下の御備物を奉じ、来る十六日頃東京出發来京する由。

○菩提会（明治35年2月22日 第八十三号）

去月十九日より、洛西妙心寺内龍泉庵に於て大日本菩提会の同盟各宗会を開き、二條秀源師以下管長及委員二十九名出席、本部よりは村田会長以下理事出席し、村田師より昨年来の経過を報告し、第一号議案を配布せしに、夫の覚王殿建設地に就き異論起りしが、遂に七名の交渉委員を設けて協和する事となり、左の諸項

を決議せり。

第一条 御遺形奉安地は京都に仮定す▲第二条 奉安地選定に關する諸般の事件は会長以下本部委員之と取扱ふべし▲第三条 奉安地は京都市及附近郡部の中に就きて第二条の手續に依て之を選定し宗派会を開き決定すべし▲第四条 奉安地は成べく信者の喜捨を受べし▲第五条 奉安地は境域一所にして凡十町方とす但選定の都合に依り本案の町歩を二箇所又は三箇所に分つも妨げなし

第一号議案は交渉委員の調査を否決し、左の如く修正可決したり。

御遺形奉安地選定は七名の委員を挙げて調査し、其結果を来る四月十三日まで聯合各宗派会監會議に報告し協賛を求むる事。

而して七名の委員を選挙するに際し、宗教法案交渉委員渥美契縁師外六名即ち七名の委員に尚二名を増加して九名の委員とし、京都、東京、三方原の三地方につき利害適否の調査を托することとなり。これにて第一号議案の一段落を告げ、夫より左の第二号議案を議せしに異議なく、原案に可決せり。

第二号議案

第一条 法要期日は例年四月十三日より十九日迄一七日間とす。

第二条 法要修行は期日中各別に各宗派管長方御親修あるべし。

第三条 法要修行出席の宗派順次は本部に於て之を定め、當該

宗派の承諾を請ふべし。

第四条 法要修行の経費は本部より之れを支出す。

夫より三、四、五、六、七、八の議案を付議したるが議了したるもの左の如し。

第五号議案 会計法

第六号議案 日本大菩提会本部決算報告

第七号議案 日本大菩提会本部会計歳入歳出予算

第八号議案

会則

第四章第五條一項より四項迄の各項評議員会とあるを、「本部の推薦に依る」と改む。

同第六條 但隨喜會員には証票のみを交付すと追加。

同第九條 第四項の次へ

一 顧問 若干人

顧問は必要の場合に於て、各部の事務に協商せしむの一
項を追加

同第六條第十條第三項の次へ

一 諮問は縉素を論ぜず本会外に就き、本会事業進行の爲め
必要の場合之れを托する一項追加同第十一條但書再選を
再任と改む。

議長指名の七名委員は左の如くなりし。

日蓮宗 津田日厚 大谷派 渥美契縁 建仁寺派 瑞岳惟陶
曹洞宗 弘津説三 天台宗 彦坂湛照 高田派 日野法雷

〔禪宗〕における仏骨奉迎の記事について（上）

妙心寺派 稲葉元厚

○大菩提会彙報（明治35年3月25日 第八十四号）

鴨東銀行に對する負債は去月廿五日を以て悉皆償却したれば、是れより会務拡張の爲め、各地に於て會員募集に着手する筈なり。

▲同盟各宗派より経文を暹羅国王に贈呈することとなり。天台宗外二三宗派は既に贈進せしが、其他各宗派は目下調製中にて、来る六月までに悉皆發送する筈なりと。▲覚王殿建設地は此程の名譽會監會に於て、京都、東京、三方原の三地を候補地と爲し、爾來調査委員に於て該候補地の實地を調査中なりしが、此程東京に於て委員總會を開き協議の結果、愈々京都に建設することに決したれば、今後は京都に於て適當の地を選定し名譽會監會に報告する筈なりと。

○覚王殿建設と名古屋市（明治35年4月15日 第八十五号）

今回名古屋市の有志者は、此際覚王殿の位置を東京、京都の中間なる名古屋に設置せんとて、既に徳川侯爵、沖男爵を始め有力者の賛成を得て、同市役所内に御遺形奉安地選定期同盟會なるものを設け、同地の豪商小栗富次郎氏は目下東上して運動中なるが、近日京都に來り各宗管長に陳情の筈なりと。同會々則は左の如し。

御遺形奉安地選定期同盟會々則

第一条 本会の目的は、日本仏教徒の円満を図り且つ県内の繁

栄を期する為め、御遺形奉安地を名古屋市付近に選定有らんことを運動するを以て目的とす。

第二条 本会々員たらんとするものは、其住所姓名を記載し本会に申込むべし。

第三条 本会の会員は、第一条の目的を以て賛助し目的以外の事を為すを得ず。

第四条 本会に左の役員を置き、総て事務を処理せしむるものとす。

一 会長一名 一 副会長二名 一 理事若干名

第五条 本会の経費は、総て寄付金を以て之に充つるものとす。

○覚王殿の図面〔明治35年5月15日 第八十六号〕

大菩提会に於ては、曩に覚王殿及び護仏殿の設計図面調製を名古屋の伊藤満作氏に囑托し、同氏は各地方の寺院を巡視し、仏殿法堂の構造を参照して設計図面を調製し、今回同本部へ送致せしが、覚王殿は三重塔にして桁行梁間六間方、建坪三十六坪、讚仏殿は二十五間に二十間、建坪五百坪、何れも朱塗極彩色にて頗る壯麗なるが、該図面は明年の第五回勸業博覧会に出陳して広く識者の批評を乞ふ筈なりと云ふ。

○仏骨の奉安に就て

遠州浜松町にては夫の仏骨安置場に就き、予て運動する所あり。既に去一月、京都妙心寺の管長会に於て其場所を三箇所とし即京

都、東京及び遠州三方原を候補地とせるに、端なくも今回名古屋にて、既定三方原の分を同市に変更せんとする運動を始めたるに由り、浜松町は全町挙りて反抗の態度を執ること、せるよし。

これに就き名古屋市にては、青山市長は去月中旬より夫の覚王殿期成同盟会委員長の資格にて市内の各宗教取締を市役所へ招き、覚王殿設置並に菩提会員募集に関して懇談する所あり。其後ち市内各町総代を集め懇談し、近日より更に県下各郡に会務拡張に関する演説会をも催す予定なりと。尚大日本菩提会にては、覚王殿建築費として愛知、岐阜、三重、静岡の四県下にて参百万円を募集する筈にて、同会愛知支部にては同盟会と提携して、此際募集に着手する事に決定せり。

▲大菩提会彙報〔明治35年5月15日 第八十六号〕

覚王殿建築設計明細図は既に出来したるも、其建設位置は未だ決定せず。本殿建設位置を定むるは菩提会の死活問題とも云ふべき重要事件なれば、今尚何等の評議をもなさず。追て開くべき各宗管長会議に於て、東京、名古屋、京都の中何れに決定するやを協議する筈なるが、仮令其位置の決定するも、今後両三年を経ざれば工事に着手する運びには至るまじとの事なり。△理事長小栗憲一氏は本会旨趣演説の爲め、特派講師として各地方へ出張する都合なりしも、同師は過般来本山（大谷派）内局紛擾の爲め出発を見合せ居たるが、早や該紛紜も一段落を告げたるに依り、本月上旬岐阜地方へ向け出張したり。

○覺王殿と名古屋市〔明治35年7月15日 第八十八号〕

既記の如く、名古屋市の仏教徒は覺王殿を同市に建設せんことを希望し、曩に大菩提会本部へ照会し来りしが、同本部にては京都、東京、三方原の三地方の候補地として調査中にて、名古屋の如きは未だ同盟各宗派の会議に上らざることゆへ、何分の返答を為す能はずとて其俛に為り居りしが、名古屋に於ては非常に覺王殿の建設に熱心し、事務所を商業會議所内に設けて頻りに企画しつつあり青山同市長、横山同助役外一名総代として、去月来京し、直に大仏妙法院なる菩提会本部に到り、村田会長に面会して同地方仏教徒の希望を述べしに、同日は副会長を始め理事の内にも不在のものありしを以て、村田師は一個の意見を答へ置き、不日臨時管長會議を開き確答する筈なりと云ふ。又同県下にては愈よ覺王殿を名古屋付近に建設せらるゝに於ては、地所又は金円を寄付せんと申出るもの続々あり。既に本部へ報告ありたる寄付申出金額は三十七万五千円余に及び、総計百万円に上るべき見込なりと。尚ほ寄付申出の地所は左の如しと。

一 東愛知郡田代、広路、弥富の三村合同にて、敷地十万余坪、道路地五万坪、合計十五万余坪、此代金十八万円余、一 東春日井郡小幡村の地所十万余坪。
此寄付者丹羽郡多架村野村茂助

○愛知支部と稲垣公使〔明治35年7月15日 第八十八号〕

大菩提会本部にては本月下旬、各宗派管長會を開き覺王殿建立地

〔禪宗〕における仏骨奉迎の記事について（上）

調査委員より京都、東京、三方原の三地方に於ける調査の結果を報告し、且つ愛知県仏教徒より請願せる名古屋付近に建立の件等に付き協議する筈なるが、暹羅國駐劄稲垣公使は此程大菩提會愛知支部へ左の書面を送りたる由。

本年四月廿八日付責翰拜誦陳は、覺王殿建立地の撰提に付ては各宗各派意見を異にし、或は東西兩京の中、或は三方原等各自地方の便利を主眼として其地点を争ひ其弊の及ぶ処、堂々たる各宗管長會議の神聖尊嚴をすら毀傷するに立到り候事は、時々各新聞雜誌上にて承知仕浩歎大息罷在候次第に有之候、生等局外の眼を以て公平に之を觀察するに、斯の如きは和合忍辱を第一とすべき仏教徒不作応の行為なるのみならず、抑も又暹羅國王陛下が積尊の遺骸を日本全国各派仏教徒一統に對して平等に贈与あらせられたる歡慮に背反するものにして、之を一昨年奉迎使渡暹羅の當時、各宗派管長の連署を以て、前略尚又御遺骸奉迎後永遠護持可致旨儀に付ては、暹羅國王陛下の歡慮に背反し、或は閣下の御懇念を空しくするが如き儀は謹て致不申候。

云々と

誓言せられたる真意に照鑑するに、爾後本件に對する各宗各派仏教徒の言動徒らに自為排他を是れ事とし、為めに二星霜の久しきに亘りて土地の撰定すら未だ其目的を達する能はざるが如きは、前記誓言と相容れざるの形跡あるを免れず。是生等が深く以て遺憾としたる処に有之、殊に本年九、十月の交暹羅國皇

太子殿下御来朝の儀も確定し、両国政府にても夫々準備進行中なる時機に當り、翻りて我仏教徒の現情を見れば、実に前述の如き次第なるに付き、生等は窃に苦心焦慮に不堪罷在候折柄、愛知県に於ても有望なる覚王殿建立地選定期成同盟会の一大団体組織せられ、地を東西両京の中央仏教有縁の地なる名古屋市付近に相して釈尊の御遺骸を奉安し、以て内は仏教各宗の融和統合を謀り、外は暹羅国王陛下の歡慮に副はんとするの目的を以て、各位も熱心御尽力の趣にて右御企図の趣旨に賛成可致旨御懇情に預り候処、右は平素宿志と全く一致する御企図にして、此際一日も早く奉安地決定の上、堂塔建立の準備に着手方必要なる折柄、茲に満幅賛成の意を表し申候。又本件御運動の模様逐一陛下へ及奏聞候処、殊の外御満足に被思召候旨の論旨有之候に付き、此段御通知申上候、又陛下より御寄進御予約相成居候件に付、準備整頓次第御通知相成度并復。

○臨時管長會議〔明治35年9月15日 第九十号〕

御遺形奉安地問題につき、去月廿七日より大仏妙法院に開会せられたる管長會議は、京都、名古屋の両派に分れ紛々擾々謂ふに忍びざる醜態を演ぜしが、結局本月三日に至り、議事に先ち京都、名古屋両派の間に交渉協議を始め、午後四時頃漸く本會議に移り、興正寺派管長代理三原俊栄師は両派協議の結果として左の建議案を提出せり。

京都、名古屋両地に於ける候補地に就き、比較調査をなさん為

更に十名の選定委員を選挙する事、其選挙の方法は天台、真言、曹洞、日蓮、妙心寺の各宗派より各一名、臨濟宗各派及黄檗より一名、真宗本派、同大谷派各一名、其他真宗各派にて一名、西山時宗奈良各派にて一名とし、本會議は四日より三週間休会し、右調査期限を来二十四日迄とし、二十五日更に各宗派管長會議を開く事。

右建議は読会省略満場一致を以て可決し、今回の管長會議は一段落を告げたり。而して右委員は其宗派に於て至急撰出し菩提会本部に届出ることとし、又調査の費途は前例に依り各宗派の実力(二ヶ年間収入金)を標準とし徴収することとし、而して土地比較調査は二十四日を以て了り。翌廿五日を以て復び臨時管長會を開き、其報告を為すことに決し、之に引續きて大菩提會に加盟せざる真宗木辺派及び臨濟宗円覚寺派の代表者二名を退場せしめて名誉會監會を開き、左の案を議したり。

覚王殿建設の地所に付ては、菩提會の關係を明かにする事

但し十名の委員中、菩提會同盟宗派より選出せられたる委員之れに當る。

右提出者日置黙仙(曹洞宗) 木村觀順(天台宗) 三原俊栄(興正寺派) 北條周篤(天龍寺派)
異議なく可決し散会せり。

○覚王殿と暹羅國

目下宗教界の一問題となり居る仏骨安置覚王殿建設地の未定は、我国と暹羅との交誼上にまで影響を及ぼすべしとは妙法院に於け

る各宗派管長会に於て曹洞宗の日置、日蓮宗の津田、真言宗の土宜、曹洞宗の弘津等の諸師の口を極めて論弁せし所にして其要を記さんに、先年暹羅国王陛下が稲垣公使を介して仏骨を分与せられし以来既に三年を経るに、未だ覚王殿の建設を見ず。加ふるに菩提会は醜態を出して新聞紙上にも現はれ、稲垣駐暹公使の如きは時々国王陛下より仏骨及び覚王殿建設に就ての御下問に接し復奏の辞に窮したる事あり。殊に陛下は近年我邦へ国交を温めんとて漫遊の思召あり。先づ皇太子をして本年十二月我国に向ひ出発せしめらるゝやの噂もあり。左れば此御来遊に際し、仏骨は矢張り仮殿に奉安し覚王殿の敷地も定らず凶案設計さへなきに於ては自然御不快の感を生ぜしめ、彼我の交誼上にも影響すべし、現に外務當局も本年三月頃弘津説三師を招きて、暹羅と我国とは將來兄弟の交誼を結ぶべき関係あれば、覚王殿の建設に就ても速かに其実行を挙げて彼国王及び国民の感情を融和すべしと説示せられし事もあり。小村外相も大に仏骨安置に対し配慮し居れりとの説もあり。去れば管長会に於ても宜しく此点に意を用ひざる可からず。幸ひ名古屋は市民挙て茲に注意し、覚王殿を同地に建設したしとの事は、既に稲垣公使にも通じ、公使より国王陛下へ奏上に及び建設用材は何時にも送り來らるゝ位の運びとなりあり。然るに今日に至り、尚ほ彼是紛争に時を移すが如き、単り我々宗教家の不面目のみならず公使の信用にも関し、延いて外交上にも影響を起すなきを得ず云々と云ふにありと。

○土地比較調査

「禪宗」における仏骨奉迎の記事について(上)

京都名古屋両候補地に対しては、去る八日調査委員八名の初対面に引続き第一回委員会を開き、調査の次第を協議せしよし。右は何れも三ヶ所にて即ち左の如し。

(京都) 上京区吉田町字神楽岡、畑地山林合計六町五反四畝歩
○宇治郡山科村字蹴上ゲ、十町余歩○愛宕郡修覚院村字松ヶ崎六町余歩

(名古屋) 愛知郡広路村十四万四千六百坪○同郡田代村十万坪

御遺形奉安地に就て〔明治35年10月15日 第九十一号〕

明治卅三年の交、暹羅国皇帝陛下より我国の仏教徒に恩頒を仰ぎたる、大覚世尊の御遺形は奉迎以來、既に三周の星霜を経過するにも拘らず、其奉安の殿堂は勿論、其位置さへも確定せぬと云ふ事は、実に奉迎の當初、各宗各派が非常の熱誠を集注したるより見る時は、今日の状態は実に別人の如き感がある、殊に昨年以來僅少の負債の為に、一事暹羅王室よりの御贈品に対し、法律上の制裁を受けんとしたるが如きは、実に言語道断の失体と云はねばならん、加ふるに本年夏以來、名古屋の有志者は格段なる熱誠を以て同地に奉安せんと盛に運動しつゝありし事は、新聞上に散見したるが、遂に事実となりて、先月來此れが為に管長會議を開会し、為に一時忘れたるが如き京都の有志僧俗も、其反対運動に余念なく、其結果として去月の管長會議には京都、名古屋の両派に分れ、甲論乙駁、同一仏教徒にして而も御遺形の奉安せる妙法院内に於て、互に口角沫を飛ばして忿争したるの状は、恰も往古印

度に於て婆羅門教徒と仏教徒とが宗義上に於て相確執したるの状と同一轍で、誠に御遺形に対して恐惶至極の次第である。

明日より開かる、管長会議には、如何なる土地に確定するか不分明であるが、要するに京都又は名古屋に奉安するのは、一見すれば別に是非する処はない様であるが、之を永遠の上から打算すれば、両地共に不適當であらふと思ふ。

云ふ迄なく京都は千有余年の旧帝城で、桓武天皇の奠都以来、仏教には非常に有縁の土地で、殊に各宗各派の本山は京都に集注し、加ふるに山水は明媚なり、土地は清潔であるから、尊貴なる御遺形を奉安するには如何なる点より見るも、実に恰好の土地で恰も錦上に花を添へたるの趣はある様だが、併し能く々々考へれば、実に雪上に霜を加ふるの感がある、何となれば、京都は仏教に有縁の土地であつて、日本全国中で僧侶なり信徒が集注し来るのは第一であらふが、併し是等は各々其の所屬の本山があり教会があつて信仰上から云ふ日には、別に御遺形が奉安してなくとも少しも痛痒を感じないのである。単に感じないのでみならず、京都の如き神社仏閣の多くある土地に更に御遺形を奉安するのは、所謂頭上に頭を安すると云ふ様な者で或る点から見れば、御遺形を粗略に観過し終る様になる。其は従来京都には神社仏閣が過多にある処へ、更に奉安所が出来たとて一の仏教信徒の見物場所が増したと云斗りて、信仰上には少しも効力を増さない。とても耶蘇の墳墓地たるゼルザレムや馬吟黙のメツカの様な工合に、御遺形の奉安所に対して尊敬と信仰の念を払はないことは実に明瞭であ

る。又名古屋に安置するのも理論上一応は良い様であるが、同地は真宗や曹洞宗の極めて盛んなる土地で、奉安したとて差閭へはない様であるが、永遠の上から論ずる日には土地が比較的の不便で、其上京都に接近して居るから、別段御遺形を奉安せなくとも土地の人民の信仰上には差したる相違を来さぬ事であらふと思ふ。

御遺形を有縁の土地に持て行くと云ふことは大変聞へはよいが、併し可成は繁華な土地で、仏教には比較的縁の薄い土地に奉安して其土地の人民に結縁せしめ、傍ら其殿堂を以て布教の道場に利用する様にしたなれば、大覚世尊の一切衆生皆是吾子の御本懐に合ふのみならず、其末孫たる者が教祖に対する義務の一分を尽すことが出来るであらふと思ふ。

要するに京都は勿論、名古屋も古来より極めて仏教には縁の厚い土地であるから、此上に更に御遺形を奉安したりとて信仰上には格段の効果を及ぼさぬ事は実に明瞭である。故に現今京都や名古屋の有志僧俗が運動して居る精神が実に世尊に報恩の為とか、大法の為とか云ふ一片忠誠の心が万一にもあるならば、虚心平氣に極めて公平の念慮を以て共同一致して、誰が見ても適當の土地であるとと思ふ場所へ、殊に仏教には比較上縁の少ない、而して将来は是非仏教を拡張せねばならん位置を選択することが、目下の急務であらふと思ふ。どこの土地は金を出さぬから奉安せん、此の土地に奉安せねば金は一厘も納めんと云ふ様な量見は、実に小人の淋しい極めて浅墓なる考で、白昼公然と堂々たる其の土地

での有志者として多少の考へある人物の口にすべきことではなからふと思ふ。

然らば、比較的に仏教には縁の少なくして而も、将来是非布教を拡張せねばならん土地は何処であるかと云へば、云ふ迄もなく東京であらふと思ふ。余は一昨年某奉迎使に随行して渡暹したが、其の渡暹の以前に於て或る二三の有力なる青年有志者と、御遺形を奉迎後は是非東京に奉安して、其の紀念として東京の中央に一大紀念の大会堂を建てたならば、布教上には云ふ迄もなく幾分か仏教の中心を東京に移すことが出来るから、是非各管長に建議しよふと云ふ相談をしたが、其後有の志の人々は各々海外に留学して仕舞つた為に其話も一時中絶したが、余は今に尚此の宿論を持って居るのである。殊に近來の様に、此問題に就て紛擾に紛擾を重ねて来ては、尚更に此持論を事実の上に現はしたいのである。云ふ迄もなく東京は、我國の首府であつて殊に政治の中心地たるのみならず、惣ての方面に於て中心となつて居るが、併し仏教だけは今も尚京都が中心地の様である。であるから将来は、是非仏教の中心を東京に移す様に方法を立てねばならん必要がある。其仏教の中心を東京に移すに就ては、各宗に共通して信仰の標的となる物件即ち尊嚴なる御遺形を輦轂の下に奉安して、各宗各派が之を中心として共同事業を起したり布教したならば、其効果は決して京都や名古屋の土地に奉安するの比でないことは実に明々白々である。又東京の土地は京都や名古屋から比較する日には仏教には極めて縁の少い土地で、二三の大刹を除く外は却て新來の

「禪宗」における仏骨奉迎の記事について(上)

耶蘇教徒の殿堂などが巍然として聳へて居て、其布教も却て彼等の方が勢力を占めて居る様に思はれる。現今東京の市内で仏教者が演説とか法話をするに、市の中央に数千人を容るゝに足る殿堂がない為に世俗の公会堂を借らねばならん様な不体裁で、此等は誠に世界に於ける唯一の仏教国の首府として、其の教徒たる者の不面目であらふと思ふ。

然らば如何にして東京に御遺形を奉安するかと云ふに、其の奉安の殿堂は別に壯麗宏壯の建造物を要せぬので、市の中央の位置に奉安殿を建築して、其殿堂と共に奉迎の紀念として少なくとも四五千人を容るゝに足る丈の一大会堂を建設して、少なくとも一月に一回なり乃至二三回も各宗の人々が集合して、其宗の宗旨を發揮し宣揚して布教する場所にしたならば、数百万円の金を費して頭上に頭を安するが如き京都や名古屋の土地に奉安するよりも其の信仰上並に布教上に及ぼす効果は実に千百倍するのみならず、更に一方より考ふれば、各宗派が東京に別院なり出張所を造つて置くと同一の効力が有るであらふと思ふ。

古語にも信は莊嚴より起ると云ふこともあるからして、出来得る限りは美麗宏壯の殿堂を建つると云ふことは決して比議すべき事でないが、矢鱈に設計のみ大にして数十年を経て、事実の上には之を現はす事が出来ん日には画餅と同一一般であるから、寧ろ出来得る範囲内に於て、相當の物を建造して一日も早く各宗各派が合同して布教の実を現はし、仏陀の遺音を宣揚して精神的救済の実を挙ると云ふことは実に目下の最大急務であらふと思ふ。徒らに

坊主政治家を気取り、私利邪曲の念慮を抱蔵して居る日には、百度管長会議を開会したとて始末の終へるものでないのみならず、愈々出で、醜態百出、百鬼夜行の態を世人に示さねばならぬのみならず、一は大覚世尊の御遺形に対し、二には世界に於ける仏教の大檀越として、又御遺形の恩頌主たる暹羅国の皇帝陛下に対して誠に恐れ多き次第である。

余は一昨年親しく渡暹して盛大なる授受の儀式を拝観したる眼を以て、昨年以來現今に涉りて紛々擾々たる御遺形問題を觀察する時は、実に無限の感慨に堪んから、余の宿論の大体を披瀝するに至つたのである。若し万一にも、當局の諸師にして翻然として此説を容るゝの暁に至つたならば、決して余の光榮のみに非ずして、仏教界の前途に一道の光明を發揮するの兆となるであらふと思ふ。(十月一日稿)